

津島市子ども読書活動推進計画
(第四次)
2022 ~ 2026

津島市教育委員会

目次

第1章 第四次推進計画の策定にあたって	1
1 策定の経緯	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
第2章 第四次推進計画の基本方針	2
1 基本方針	
2 基本目標と方策	
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	4
基本目標1 家庭・地域・学校等における取組の推進	4
(方策1) 家庭における取組の推進	4
<<現状と課題>>	
<<取組の方向>>	
①はじめての本との出会いづくり	
②読書活動推進のための環境づくり	
③子どもの発達段階に応じた優良な図書の紹介	
(方策2) 地域における取組の推進	5
<<現状と課題>>	
<<取組の方向>>	
①ボランティア団体に対する支援	
②児童館等における読書活動の奨励	
③放課後子ども教室との連携	
(方策3) 学校等における取組の推進	6
<<現状と課題>>	
<<取組の方向>>	
①幼稚園や保育所(園)・認定こども園における読み聞かせの充実	
②読書習慣の確立	
③子ども自身による自主的な読書活動支援	
④学校図書館の活用促進	
⑤市立図書館との連携推進	
⑥地域との連携推進	
⑦読書への興味・関心の喚起	
基本目標2 子どもの読書活動推進のための環境整備・充実	8
(方策4) 市立図書館の整備・充実	8
<<現状と課題>>	
<<取組の方向>>	
①市立図書館等における各種事業の充実	

②レファレンスサービス等の充実	
③ヤングアダルト層への情報提供の充実	
④障がいのある子どもが利用しやすい資料の充実	
⑤図書資料の充実	
⑥貸出体制の充実	
⑦子どもや保護者が親しみやすい雰囲気づくり	
⑧ICT 対応の推進	
⑨他の公立図書館との連携	
⑩外国にルーツを持つ子どもへの支援	
(方策5) 学校図書館の整備・充実	11
<<現状と課題>>	
<<取組の方向>>	
①読書センターとしての機能充実	
②学習・情報センターとしての機能充実	
③心の居場所としての機能充実	
④各小中学校間や市立図書館との情報交換	
⑤学校図書館の充実を図るための人的配置等	
⑥各研修等の情報提供	
⑦全校的に取り組む機運の醸成	
(方策6) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実	12
<<現状と課題>>	
<<取組の方向>>	
①子どもの読書活動推進のための組織づくり	
②民間団体や関係機関との協力・連携	
③図書館司書の適切な配置	
基本目標3 普及啓発活動の推進	14
(方策7) 普及啓発活動の推進	14
<<現状と課題>>	
<<取組の方向>>	
①「子ども読書の日」や「読書週間」を活用した読書活動推進	
②広報の充実	
③推薦・優良図書資料の普及と啓発活動	
④各種表彰への推薦	
○津島市子ども読書活動推進計画の体系	16
○資料1 児童生徒の読書活動に関するアンケート実施結果	19
○資料2 子どもの読書活動推進に関する法律	42

第1章 第四次推進計画の策定にあたって

1 策定の経緯

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」との基本理念が示されました。国では、この法律の成立を受け、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。その後、子どもの読書活動を取り巻く状況変化等を踏まえ、平成20年3月に第二次、平成25年5月には第三次、平成30年4月には第四次の基本計画が策定されました。

愛知県では、平成16年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画」が策定されました。その後、国の基本計画やアンケート結果等により明らかになった課題に対応するため、平成21年9月に第二次、平成26年3月には第三次、平成31年2月には第四次計画が策定されました。

市では、平成18年3月に、法の掲げる基本理念や国・県の計画等を踏まえ、市の実情を反映させた計画として「津島市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後も、平成23年8月には第二次計画、平成28年8月には第三次計画を策定し、様々な取組を進めてきました。

このたび、第三次計画策定の計画期間が満了したことから、第三次計画の基本方針を継承しつつ、時勢の変化に対応した取組の方向を示すものとして本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定するもので、「第5次津島市総合計画分野別計画」-「第2章 教育・文化・人権」-「2 社会教育」-「(3) 青少年の健全育成」の施策として位置付けられるものです。

3 計画期間

令和4年度（2022年）から令和8年度（2026年）までの5年間

第2章 第四次推進計画の基本方針

1 基本方針

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし、現在の子どもの読書活動を取り巻く状況を見れば、依然として厳しい状況が続いています。平成27年と令和3年に市内小中学生を対象に実施したアンケート結果を比較すると、平成27年には「(1か月で本を)読んでいない・ほとんど読まない」と回答した子どもは小学生で0.4%、中学生で0%でしたが、令和3年には小学生で9%、中学生で13%にまで増加しています¹。また、1か月に読む平均冊数も減少しており、読書離れの傾向がみられます²。

このような背景のもと、子どもが読書の喜びを知り、読書習慣を身に付けられるよう総合的に支援が行われることが求められています。そのためには、家庭、学校、地域、行政等がそれぞれの役割を果たし、連携して取組を行う必要があります。

障がいのある子どもへの支援も重要性を増しています。令和元年には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が成立しました。多様な背景を持つ子どもたちに等しく知的資源へのアクセシビリティを保障することが求められるようになっていきます。

また、スマートフォンをはじめとする情報端末機器が一般に普及したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの教育の現場でも、さまざまな形でICT機器の導入が加速的に進みました。

これらの状況を踏まえ、本計画では、第三次計画で掲げた3つの基本目標を継承しつつ、その実現のための7つの方策を実施することで、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で自主的な読書活動を楽しむことができる環境づくりを推進することを目的とします。

市は、本計画に基づく方策を推進するにあたり、関係機関・関係団体等との密接な連携がされるよう努めます。

¹ 資料1-1 (20 ページ)

² 資料1-3 (22 ページ)

2 基本目標と方策

基本方針に基づき、本計画の基本目標と方策を次のとおりとします。

基本目標1 家庭・地域・学校等における取組の推進

すべての子どもが自主的、積極的に読書を楽しむことができるよう、家庭・地域・学校等と連携し、社会全体で読書活動を推進します。

- (方策1) 家庭における取組の推進
- (方策2) 地域における取組の推進
- (方策3) 学校等における取組の推進

基本目標2 子どもの読書活動推進のための環境整備・充実

子どもが読書に親しむことができるよう関係機関や関係団体と連携・協力して読書活動推進のための環境整備・充実を進めます。

- (方策4) 市立図書館の整備・充実
- (方策5) 学校図書館の整備・充実
- (方策6) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

基本目標3 普及啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進させ、社会全体がその取組に理解と関心を高めるよう普及・啓発や情報提供を進めます。

- (方策7) 普及啓発活動の推進

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

基本目標1 家庭・地域・学校等における取組の推進

(方策1) 家庭における取組の推進

《現状と課題》

子どもが人生をより深く生きる力を身に付けていくためには、読書活動は極めて重要な要素です。家庭において本に親しみ、自然と読書習慣を身に付けられることが望まれます。家庭は子どもが様々な生活習慣を身に付ける最も基本的な場であり、読書活動の出発点であるからです。

こうした状況の中、家庭に求められている役割は次のようなものがあります。

○乳幼児期～小学生期³

- ・読み聞かせ等、親子のコミュニケーションを図りながら本に親しませる

○小学生期～高校生期⁴

- ・読書を取り込んだ生活習慣を身に付けさせる
- ・発達段階に合わせて、さまざまな書籍に対する興味や関心を引き出すように働きかける
- ・家読（子どもを中心に家族で同じ本を読み、読んだ本の感想等を話し合っうちどくて、コミュニケーションを深めることを目的にした読書）の実践

家庭にはこのような役割が期待されているとすれば、行政の果たすべき役割は、家庭に対して情報面等で必要な支援を行っていくことであると考えます。

このような背景をふまえ、市では以下の取組を行っていきます。

《取組の方向》

①はじめての本との出会いづくり

市では、4か月児健康診査の機会に、保護者に乳児への読み聞かせの大切さ等を説明しながら、絵本の配布と読み聞かせボランティア団体（以下、「ボランティア団体」という。）による読み聞かせを協働で行っています。

今後も、子どもの本や読書への興味を高めて将来の充実した読書習慣につなげていけるよう、ボランティア団体等との連携を図りながら、多様な機会を通じて読み聞かせの効果や方法を保護者に伝えていきます。

³ 概ね12歳まで

⁴ 概ね6歳から18歳まで

②読書活動推進のための環境づくり

家庭において読書を日常的なものとして捉え、子どもが自然に読書に親しむための環境や家族が楽しく読書をする環境づくりが重要です。

家庭教育に関する様々な学習機会を活用し、保護者へ読み聞かせ・家読の重要性等の読書活動の理解促進を図ります。

③子どもの発達段階に応じた優良な図書の紹介

家庭での読み聞かせや読書活動の参考となるように、市立図書館で毎年作成している学年別おすすめ本リストを始め、広報紙や市立図書館発行の情報紙等で、子どもの発達段階や年齢に合わせた絵本や推薦図書等の紹介を行っていきます。



市立図書館が毎月発行している情報紙「ほけっと」

(方策2) 地域における取組の推進

《現状と課題》

子どもが日常生活を過ごす中で、家庭や学校以外に本との出会いや読書の楽しみを知る場として「地域」があります。市には、図書館や児童館等の施設があり、各施設において子どもが読書に親しむための取組が実施されています。

なかでも、図書館は本との出会いの場として最も充実した機能を有しています。約30万冊の蔵書の中から、紙芝居や絵本等読み聞かせに適した本の紹介を行ったり、年間を通してほぼ毎週読み聞かせ会を開催しています。また、七夕会やクリスマス会等の季節ごとの行事、読み聞かせグループの交流・発表会を毎年開催する等、様々な取組を実施しています。さらに、子どもだけにとどまらず保護者等にも読書活動への理解や図書館の魅力を発信するため、小学生の「一日図書館員体験」や中学生の「職場体験」、家族で楽しめる「図書館コンサート」や様々な企画展示等を実施し、多くの方に好評を得ています。

しかしながら、令和3年に実施したアンケートにおいては「遠いので行け

ない」、「場所がわからない」等の回答があり⁵、子どもの生活圏に必ずしも図書館があるわけではないことが明らかになりました。

このように地理的制約がある中、図書館等の社会教育施設・地域のボランティア団体・その他の行政機関等の協働で、子どもの日常に密接に関わる「地域」の中で読書活動を支援できる仕組みづくりが課題となっています。

《取組の方向》

①ボランティア団体に対する支援

市立図書館が遠くて利用できない等の読書環境の地域格差を改善するため、地域で読み聞かせ事業や読書活動を楽しめる場を提供できるよう、ボランティアの養成や、地域でのボランティアの組織づくりを進め、さらに、その団体が経験や技術を活かしながら意欲的に活動できる機会を提供していきます。

「子どもゆめ基金」等の読書会や読み聞かせ会等の子どもの読書活動の振興を図る活動を支援する助成制度や、県等が開催するセミナーや講演会等の情報提供を行い、ボランティアの担い手の育成を図ります。

また、子ども読書活動に関わる諸団体のモチベーション向上やネットワーク化を支援するため、交流会を開催します。

②児童館等における読書活動の奨励

児童館等において、子どもが読書に親しむ様々な活動の展開を奨励します。

③放課後子ども教室との連携

市内全8小学校で実施されている「放課後子ども教室」を対象に、市立図書館の団体貸出を利用した読書支援を継続実施し、地域において子どもの読書活動が行われるよう支援します。

（方策3）学校等における取組の推進

《現状と課題》

子どもが学校等で過ごす時間は一日のかなりの部分を占めることから、学校等において読書活動の取組を適切に推進することで大きな効果が期待できます。

幼稚園・保育所（園）・認定こども園では、読み聞かせの時間を設けたり、絵本を配置する等して、子どもが豊かな感性や読書に対する興味を自然に獲得できるよう取り組んでいます。

小中学校では、多くの学校で「読書タイム」を実施し、読書習慣の確立に努めています。

このように、積極的に読書活動推進への取組を実施していますが、令和3

⁵ 資料1-13（31ページ）

年に実施したアンケートでは依然として読書離れの傾向がみられることがわかりました⁶。

子どもの読書離れを食い止めるため、学校等において以下の取組を実施します。

《取組の方向》

①幼稚園・保育所（園）・認定こども園における読み聞かせの充実

幼稚園教諭や保育士が中心となり、ボランティア団体等の協力を得ながら、子どもの本や読み聞かせに対する興味・関心を高めていけるような工夫や体制を引き続き充実させます。また同時に、チラシ等により読み聞かせの必要性や重要性、おすすめ絵本の紹介等を定期的に保護者等へ情報提供します。

②読書習慣の確立

小中学校においては、定期的に読書活動を行う「読書タイム」を全校に推奨して読書活動の習慣化を図ります。

③子ども自身による自主的な読書活動支援

子ども自身が図書を紹介したり、掲示物等を作成することも自主的な読書活動の一部であることから、そのような活動を全校に推奨します。

④学校図書館の活用促進

各教科や特別活動、総合的な学習時間等において効果的・計画的に学校図書館の利活用ができるよう、教科に関連するもの、子どもの関心の深い事柄や話題の出来事、当地域の歴史や伝統文化に触れるもの等の身近で親しみやすい図書資料を積極的に取り入れます。

⑤市立図書館との連携推進

市立図書館の団体貸出制度の周知を積極的に行い、学校と市立図書館との連携強化を促進します。

⑥地域との連携推進

図書の修理や整理、季節やテーマに合わせた本の展示、清潔で明るい学校図書館づくり等に、保護者や地域学校協働本部等を含めた地域全体で協働して取り組んでいけるような機運の醸成に努めます。

⑦読書への興味・関心の喚起

授業その他の活動でブックトークやビブリオバトルを取り入れることにより、子どもの読書に対する興味・関心の喚起を図ります。

⁶ 資料 1-1 (20 ページ)、資料 1-3 (22 ページ)

基本目標2 子どもの読書活動推進のための環境整備・充実

(方策4) 市立図書館の整備・充実

《現状と課題》

市立図書館は、子どもの読書活動の中核として、新入学の市内全小学1年生を対象に、図書館の利用方法等を紹介するチラシ「としょかんへいこう！」を配布したり、学校と連携して図書館利用カードの作成を促す取組を行ってきました。また、児童図書コーナーの整備・充実には積極的に取り組んでおり、生涯学習センター分室・神島田公民館分室とともに子どもの読書活動への支援を行ってきました。

しかしながら、図書館で最も機能が充実した本館が市域の西側に位置していることもあり、生活圏に図書館がない子どもが多くいることも事実です。

家庭や地域の理解・協力のもと身近な場所で読書活動を楽しむことができるような仕組みづくりが重要な課題となっています。

それと同時に、図書館の利用促進を積極的に行い、一人でも多くの子どもに図書や人との出会い・交流の場としての図書館に親しんでもらうとともに、図書館が様々な機能を備えた地域の重要な知の拠点であると認識してもらう必要もあると考えます。

また、図書館を利用する全ての人が、来館しなくても多様な読書を楽しめるよう電子書籍の活用について調査・研究を行います。



新入学した小学1年生に配布している
図書館利用案内チラシ「としょかんへいこう！」

《取組の方向》

①市立図書館等における各種事業の充実

図書館職員による「おはなし会」やボランティア団体と協働して実施している「小さい子のためのおはなし会・おはなしにこここ」等を始めとした各種の読み聞かせ等の事業を引き続き実施します。



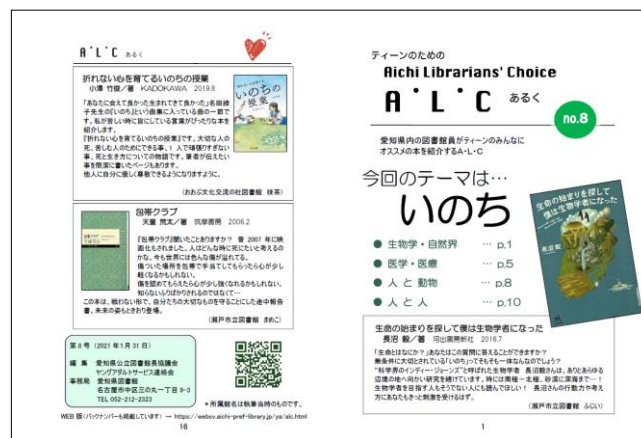
図書館司書、ボランティアによる読み聞かせの様子

②レファレンスサービス等の充実

市立図書館では、利用者からの調べものや探しもののお手伝いをする「レファレンスサービス」について周知に努め、専門知識や蔵書把握を活かした相談サービスの提供に積極的に対応していきます。

③ヤングアダルト層への情報提供の充実

図書館利用の少ない 10 代を中心としたヤングアダルト⁷層に対しては、レファレンスサービスに加えて愛知県公立図書館長協議会ヤングアダルトサービス連絡会の情報等を活用した推薦図書のご案内をする等、学習支援や情報提供サービスの提供に努めます。



愛知県公立図書館長協議会ヤングアダルトサービス連絡会編集
推薦図書紹介冊子「A・L・C」(アルク)

④障がいのある子どもが利用しやすい資料の充実

視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）の趣旨にのっとり、朗読ボランティアや点訳ボランティアの協力を得つつ、障がいのある子どもも利用できる資料の整備に努めます。

⁷ 出版界・図書館界では、おおむね 12 歳から 18 歳までの青年期の利用者を呼称する用語。

⑤ 図書資料の充実

乳幼児から児童、ヤングアダルト層向けの図書については、年代別や分類、利用者の要望に配慮して幅広く充実した選書を継続します。



市立図書館内のヤングアダルトコーナー

(資料)

○市立図書館 類別児童蔵書数の推移 (単位：冊)

	図書全体	児 童 書				合計
		児童書	絵本	紙芝居	その他	
平成 22 年	261,248	42,630	25,499	2,056	2,060	72,245
平成 27 年	293,454	46,998	28,974	2,256	2,598	80,325
令和 2 年	303,266	48,598	24,137	2,397	2,198	77,330

○市立図書館 年齢別貸出状況の推移 (単位：冊)

	全 体	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
平成 27 年	411,469	30,463	57,292	8,237	4,657	100,649
令和 2 年	316,756	22,610	37,936	5,794	3,942	70,282

(各年度図書館年報より)

※令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響で開館日数が短縮されていた。

⑥ 貸出体制の充実

これまでも実施してきた 2 か所の分室への図書資料の定期的な入れ替えを始め、学校図書館等への団体貸出や、児童館等の地域施設への貸出を継続して実施していきます。

⑦ 子どもや保護者が親しみやすい雰囲気づくり

子どもや保護者が親しみやすい雰囲気を利用して利用しやすい設備を提供するよう、引き続き掲示物や利用案内、書架・備品配置、年代別コーナーづくり等の整備に努めます。

⑧ICT 対応の推進

蔵書情報のデータベース化及びウェブページでの公開及び子ども向けウェブページの更新を継続するとともに、必要に応じて電子書籍の導入などの新しい ICT サービスへの対応に努めます。

⑨他の公立図書館との連携

子どもの学習・読書習慣を充実させるため、県立図書館を始めとする他の県内公立図書館等とのネットワークを活用した図書相互貸出（愛知県内横断検索システム）の一層の利用促進が図られるよう市立図書館ホームページ等にて周知するほか、「愛知県公立図書館長協議会」、「尾張部公共図書館連絡協議会」等を通じて、子ども読書活動推進についての情報収集・情報交換を活発に行い、連携や取組を進めていきます。



愛知県図書館ホームページ
愛知県内横断検索
「愛蔵くん」

⑩外国にルーツを持つ子どもへの支援

外国にルーツを持つ子どもも読書活動を行うことができるよう、レファレンスサービスや県図書館との相互貸出サービスを活用して必要な支援に努めます。

（方策5）学校図書館の整備・充実

《現状と課題》

学校図書館には、読書を楽しみ豊かな情操や知識を育む「読書センター」、調べ学習等の学習活動を幅広く支援する「学習・情報センター」の機能が求められます。また、子どもが生き生きとした学校生活を送れるようにするため、さらに、子どものストレスの高まり等に対応するため、「心の居場所」としての機能も求められます。

学校図書館図書標準に基づいた蔵書数の確保や、計画的な図書更新等で子どもにとって魅力的な良書を揃えることはもちろんのこと、子どもが穏やかに過ごせるよう居心地のよい調度やレイアウトを工夫することも求められています。

《取組の方向》

①読書センターとしての機能充実

子どもの関心が高いテーマのコーナー設置や授業内容に沿った学習支援となる本の紹介、場合によってはクイズ大会やゲーム大会を催す等、多様な方法や行事で学校図書館をあまり利用しない児童・生徒へも読書活動や学校図書館利用の動機づけとなる取組を行い、学校図書館の読書センターとしての機能を高めるよう努めます。

②学習・情報センターとしての機能充実

学校図書館図書標準や愛知県学校図書館研究会が作成した「学校図書館実務の手引き」等を参考に、計画的で適切な図書の収集・配備を行い、学習・情報センターとしての機能充実に努めます。

③心の居場所としての機能充実

子どもにとって学校図書館が、通いなれた居心地のよい空間となるよう書架や読書スペースの配置を工夫したり、ゆったりと過ごすことができるよう読書机や椅子等の備品整備に努め、心の居場所としての学校図書館の機能充実に努めます。

④各小中学校間や市立図書館との情報交換

市では、これまでも各小中学校の司書教諭や図書館司書による「学校・公立図書館連絡会」を定期的で開催して、各小中学校での子どもの読書活動の現状や課題点、市立図書館の取組等について情報交換・情報共有を行ってきましたが、今後も、より一層の読書活動推進を図るため、各取組の進捗状況や事業実施に伴う成果・効果等について話し合う場として継続開催をしていきます。

⑤学校図書館の充実に図るための人的配置等

現在、司書教諭については学校図書館法に基づいて市内全小中学校に配置されています。司書教諭を補助・支援して子どもたちへの読書指導や活動支援を強化し、学校図書館の整備・充実が図られるよう、市内全小中学校に学校図書館補助員を配置します。

⑥各研修等の情報提供

司書教諭だけでなく、幼稚園教諭や保育士も含めて、子ども読書活動についての専門的な知識等を身に付けたりスキルアップを図ることができるよう、県の開催する「子ども読書活動推進大会」や各研修等について積極的に情報提供を行います。

⑦全校的に取り組む機運の醸成

司書教諭だけでなく教職員全員で共通理解を図り、連携・協力して読書指導に取り組む機運の醸成に努めます。

(方策6) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

《現状と課題》

子どもの読書活動推進のためには、読書活動推進に関する図書や情報の共有化、人材の発掘や活用、事業の共同実施等、家庭、地域、学校等を中心とした社会全体が相互に連携・協力して取組を進め、子どもが読書に親しむ機会を提供できる体制づくりが不可欠です。

これまで継続して、司書教諭等の学校図書館担当者、図書館司書、教育委員会の職員による「学校・公立図書館連絡会」を行っていますが、ボランティア団体等の関係団体との連携は不十分であったため、子どもの読書活動を取り巻く幅広い団体等からの意見を聞き、効果的な連携や実効的な対策を展開させていくための対応が必要です。

《取組の方向》

①子どもの読書活動推進のための組織づくり

市が中心となり、子どもの読書活動に関わる団体間で情報の共有化や幅広い意見交換でき、豊かな子どもの読書活動施策の土台となるような体制を構築して連携を強化していくよう努めます。

②民間団体や関係機関との協力・連携

子どもの読書活動に関わりの深い子育てサークル等の民間団体や放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の人的資源を活かした取組を進めるため、読書活動の必要性や推進に理解・協力を得つつ、関係各所へ必要な情報の提供や事業参加の呼びかけを積極的に行います。

③図書館司書の適切な配置

専門的知識や技術を習得し、適切な助言や指導のできる図書館司書は、子どもの読書活動推進において中心的な役割を担うことから、適切な人員の配置を継続して実施します。

また、図書館司書に対して積極的に研修参加を促し、能力・技術の向上を図ります。



市立図書館での季節にちなんだ絵本紹介

基本目標3 普及啓発活動の推進

(方策7) 普及啓発活動の推進

《現状と課題》

子どもの読書活動や家庭読書を推進するためには、社会全体での取組が必要であるとの認識や関心を広め、機運を高めていくことが重要です。

市立図書館では、子どもが自ら積極的に読書活動を行っていくために、「子ども読書の日」（4月23日）や「読書週間」（10月27日～11月9日）を中心に、おはなし会等の読み聞かせ行事、絵本や推薦図書の展示・紹介等の啓発事業を毎年行っていますが、今後も各家庭を中心とした地域社会全体が「地域で子育てをしていく上での課題の1つ」として子どもの読書活動を捉え、読書や読み聞かせの意義、子どもの読書活動に関する理解や関心の普及を図る必要があります。

さらに、充実した読書活動が必要な時期ではあるものの、読書時間や図書館利用が減少傾向となるヤングアダルト層へは、推薦図書の情報や行事案内だけでなく、読書の必要性や重要性も同時に伝えていくよう市立図書館や学校等と協働で効果的な周知・啓発活動を進めることが必要です。

《取組の方向》

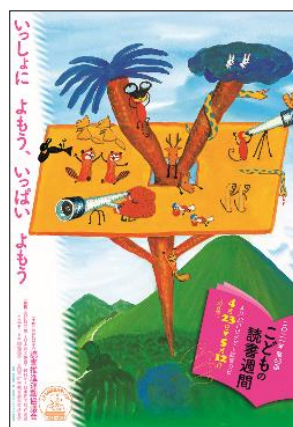
①「子ども読書の日」や「読書週間」を活用した読書活動推進

「子ども読書の日」や「読書週間」、愛知県の「青少年によい本をすすめる県民運動強調月間」、文字・活字文化振興法の定める「文字・活字文化の日」（10月27日）等の機会に、子どもの読書活動に関する理解や関心の普及を図る周知・啓発活動を関係団体等と協働して行います。

同時に、これらの日が設けられた趣旨にふさわしい行事を継続して実施していくことで、家庭や地域で読書活動に親しむ機会を数多く提供していきます。



「子ども読書の日」
(文部科学省)

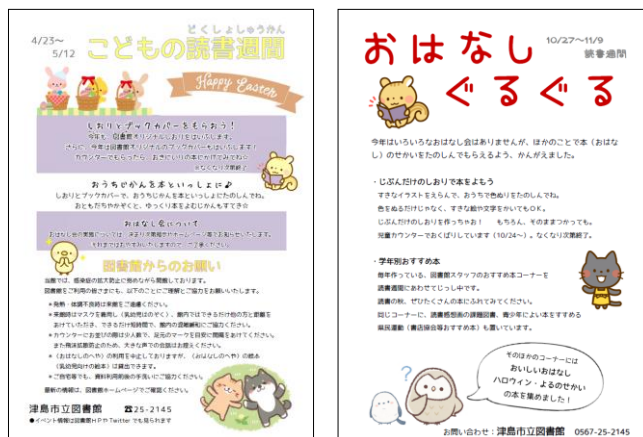


「子どもの読書週間」
(公益財団法人読書推進運動協議会)

②広報の充実

子どもの読書活動に関する先駆的な団体や特徴的な取組等について、各種研修やセミナー、機関誌、インターネット等を活用して情報収集し、それら有益な情報を会合や行事等の場を活用して関係団体等へ情報発信・情報提供をしていきます。

毎月、市立図書館から発行されている情報紙「ぼけっと」や各種チラシやリーフレット、ポスターについても学校への配布を行い、効果的な広報活動を継続します。



市立図書館作成の行事案内チラシ

③推薦・優良図書資料の普及と啓発活動

読書週間や夏休みを迎える時期、青少年によい本をすすめる県民運動強調月間等に、推薦・優良図書リストを作成して配布する等、子どもたちへの優良図書の普及や読書活動へのきっかけづくりを引き続き行っていきます。

さらに、作成された推薦・優良図書リストを各種行事や会合の場を利用して関係団体等に紹介し、子どもの読書活動をより活発にするために情報共有を図りながら普及・啓発活動を展開していきます。

④各種表彰への推薦

子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）の文部科学大臣表彰等の表彰候補として市内子ども読書活動に取り組む団体・個人等を積極的に推薦します。

◎ 津島市子ども読書活動推進計画の体系

基本目標 1 家庭・地域・学校等における取組の推進

方策	主な取組内容	新規 継続 拡充	主担当部署等
方策1 家庭における取組の推進			
① はじめての本との出会いづくり	・保護者に対する絵本の配布や助言	継続	市立図書館 健康推進課
② 読書活動推進のための環境づくり	・家庭教育学級等での読書活動に関する啓発 ・家庭での読書活動に関する支援	拡充	社会教育課
③ 子どもの発達段階に応じた優良な図書の紹介	・子どもの発達段階にあわせたブックリストの作成 ・広報・情報紙等での優良図書紹介	継続	社会教育課 市立図書館
方策2 地域における取組の推進			
① ボランティア団体に対する支援	・情報交換を行う交流会等の開催 ・ボランティアの養成 ・ボランティアへの情報提供、活動支援	継続	市立図書館 社会教育課
② 児童館等における読書活動の奨励	・各施設との連絡調整	継続	社会教育課 各施設
③ 放課後子ども教室との連携	・放課後子ども教室への団体貸出	継続	市立図書館
方策3 学校等における取組の推進			
① 幼稚園や保育所(園)・認定こども園における読み聞かせの充実	・各種読み聞かせ事業の充実 ・本に興味・関心が持てる環境整備 ・保護者等への情報提供	継続	子育て支援課
② 読書習慣の確立	・「読書タイム」の推奨	継続	小中学校
③ 子ども自身による自主的な読書活動支援	・子ども自身による図書紹介や掲示物等作成などの読書活動推奨	継続	小中学校
④ 学校図書館の活用促進	・学校図書館の効果的・計画的な利活用 ・多様な図書資料の整備	継続	小中学校 学校教育課
⑤ 市立図書館との連携推進	・市立図書館の団体貸出制度の利用促進	継続	小中学校 社会教育課 学校教育課
⑥ 地域との連携推進	・地域と協働した学校図書館づくりのための環境整備	継続	小中学校 社会教育課 学校教育課
⑦ 読書への興味・関心の喚起	・ブックトークやビブリオバトルの導入	継続	小中学校

基本目標2 子どもの読書活動推進のための環境整備・充実

方策	主な取組内容	新規 継続 拡充	主担当部署等
方策4 市立図書館の整備・充実			
① 市立図書館等における各種事業の充実	・ニーズに合った各種事業の実施と広報活動の充実	継続	市立図書館
② レファレンスサービス等の充実	・レファレンスサービスの充実・周知拡大	継続	市立図書館
③ ヤングアダルト層への情報提供の充実	・ヤングアダルト層への推薦図書等の紹介	継続	市立図書館
④ 障がいのある子どもが利用しやすい資料の充実	・障がい対応資料の充実	継続	市立図書館
⑤ 図書資料の充実	・利用者ニーズに配慮した図書資料整備	継続	市立図書館
⑥ 貸出体制の充実	・団体貸出制度の拡充 ・利用についての各施設との調整	継続	市立図書館
⑦ 子どもや保護者が親しみやすい雰囲気づくり	・親しみやすく、利用しやすい雰囲気づくり	継続	市立図書館
⑧ ICT対応の推進	・データベース及びホームページの更新 ・新しいICTサービスへの対応	新規	市立図書館
⑨ 他の公立図書館との連携	・県立図書館との相互貸出の周知 ・他の公立図書館との情報交換と連携協会	継続	市立図書館
⑩ 外国にルーツを持つ子どもへの支援	・レファレンスサービスの活用 ・県図書館との相互貸出サービスの活用	新規	市立図書館
方策5 学校図書館の整備・充実			
① 読書センターとしての機能充実	・子どもの関心が高いテーマのコーナー設置 ・学習支援となる本の紹介 ・多様な方法や行事による利用の動機づけ	継続	小中学校
② 学習・情報センターとしての機能充実	・「学校図書館実務の手引き」等を参考にした適切な図書の収集・配備	継続	小中学校 学校教育課
③ 心の居場所としての機能充実	・居心地のよい空間の整備	継続	小中学校
④ 各小中学校間や市立図書館との情報交換	・学校・公立図書館連絡会の開催	継続	社会教育課 学校教育課 市立図書館 小中学校
⑤ 学校図書館の充実を図るための人的配置等	・学校図書館補助員の適切配置	継続	学校教育課
⑥ 各研修等の情報提供	・「子ども読書活動推進大会」や各研修等の情報提供	継続	社会教育課
⑦ 全校的に取り組む機運の醸成	・教職員間で連携・協力した読書指導	継続	小中学校
方策6 子どもの読書活動推進体制の整備・充実			
① 子どもの読書活動推進のための組織づくり	・関係機関・団体との連携強化	継続	社会教育課 市立図書館 関係団体
② 民間団体や関係機関との協力・連携	・民間団体等への意識啓発と情報提供 ・民間団体等の人的資源の確保と活用の促進	継続	社会教育課 関係団体
③ 図書館司書の適切な配置	・図書館司書の人材確保と育成 ・知識と技術向上のための研修の参加	継続	市立図書館

基本目標 3 普及啓発活動の推進

方策	主な取組内容	新規 継続 拡充	主担当部署等
方策7 普及啓発の推進			
① 「子ども読書の日」や「読書週間」を活用した読書活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携した周知・啓発活動の実施 ・継続的な事業実施と情報提供 	継続	市立図書館 社会教育課
② 広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・有益な情報の収集と提供 ・効果的な広報活動 	継続	社会教育課 市立図書館 関係各課
③ 推薦・優良図書資料の普及と啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦・優良図書リストの配布 ・関係団体への推薦・優良図書の普及・啓発 	継続	社会教育課 市立図書館 小中学校
④ 各種表彰への推薦	<ul style="list-style-type: none"> ・各種表彰制度の活用 	新規	社会教育課

児童生徒の読書活動に関するアンケート実施結果

1 目的

津島市子ども読書活動推進計画（第三次）の計画期間満了に伴い、第三次計画の効果測定を行うとともに次期計画の基礎資料とする。

2 対象⁸

- (1) 市内各小学校3年生及び6年生（475人）
- (2) 市内各中学校2年生（260人）

3 実施期間

令和3年5月21日～6月30日

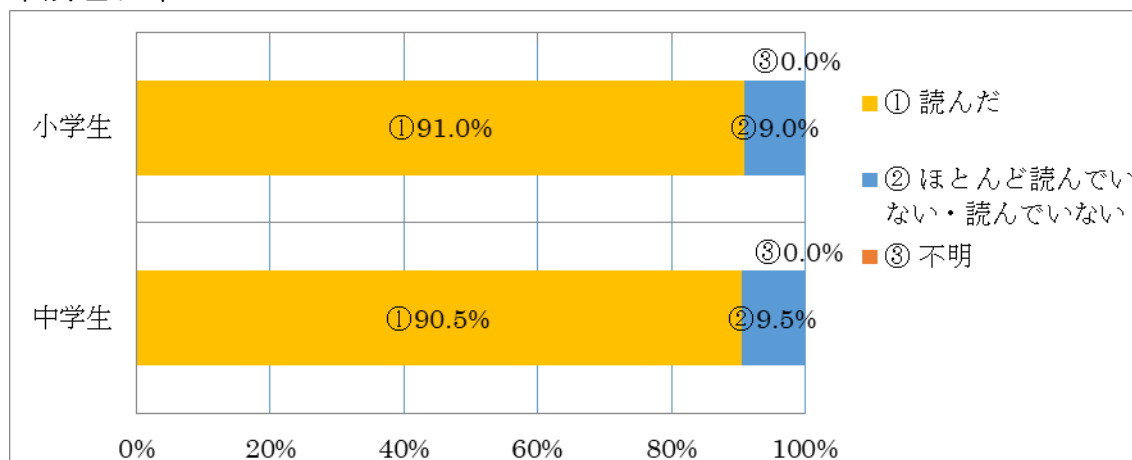
4 その他

- (1) 参考として平成27年6月実施のアンケート結果を掲載しています。
- (2) 回答「不明」には無回答が含まれます。
- (3) グラフは小数点第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100にならない場合があります。
- (4) 令和3年は前年から引き続き新型コロナウイルス感染症の流行によりさまざまな制約があり、子どもの読書活動に対する意識が行動に表れていない場合があります。

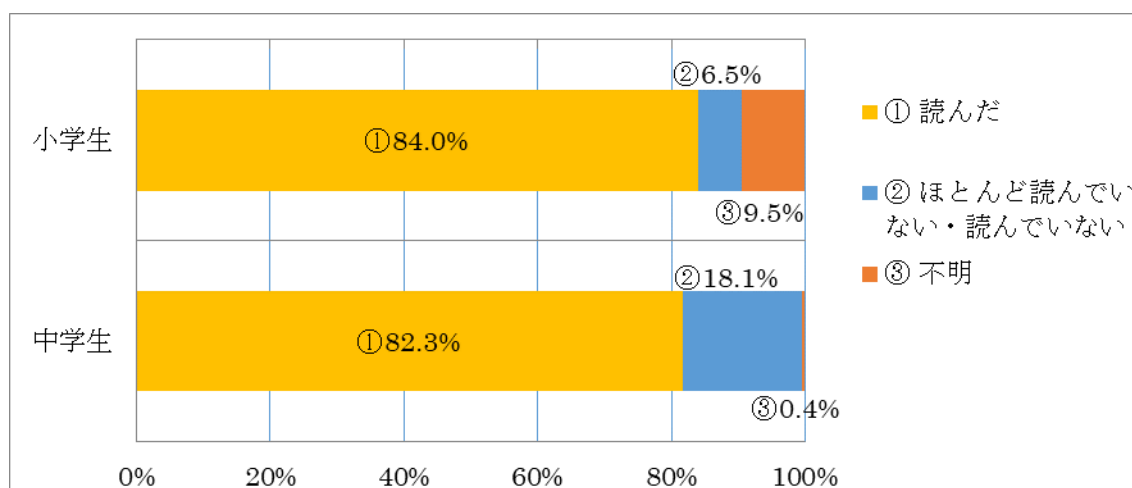
⁸ 各校対象学年から1クラス抽出した。

1 最近（ここ3ヶ月くらい）で本を読みましたか？

平成27年

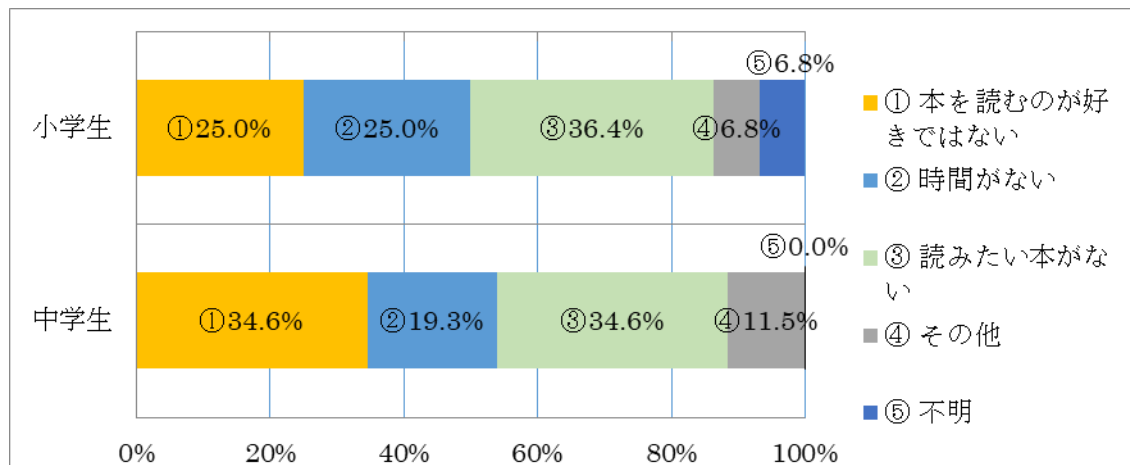


令和3年

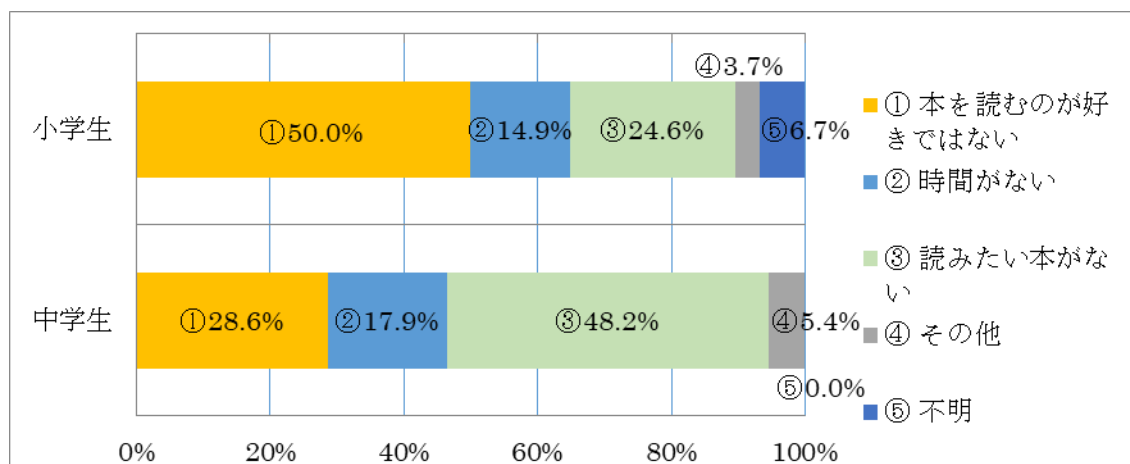


2 最近本を読んでいない主な理由は何ですか？

平成 27 年



令和 3 年

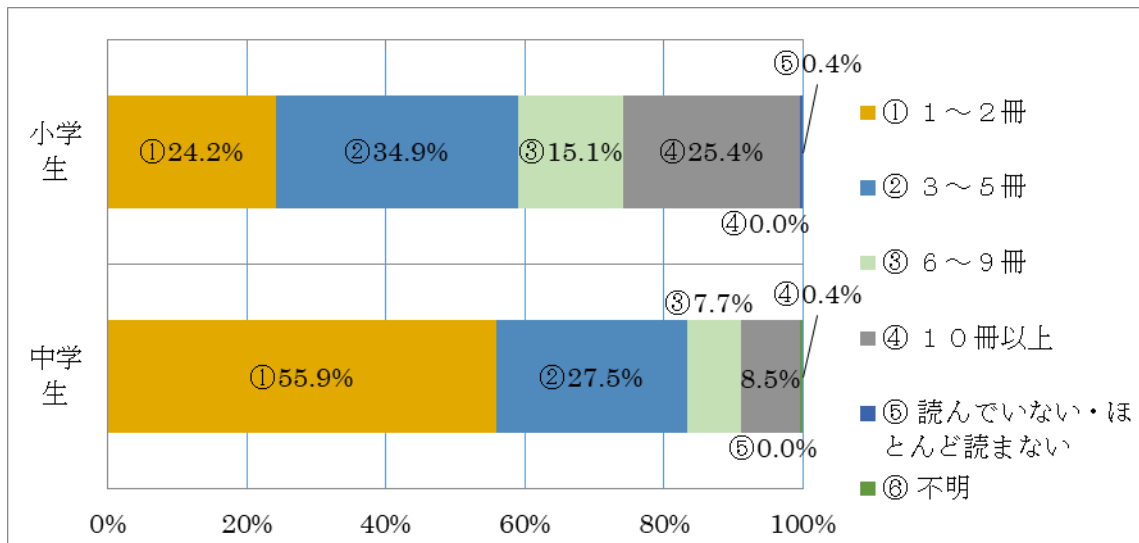


その他のうち主なもの

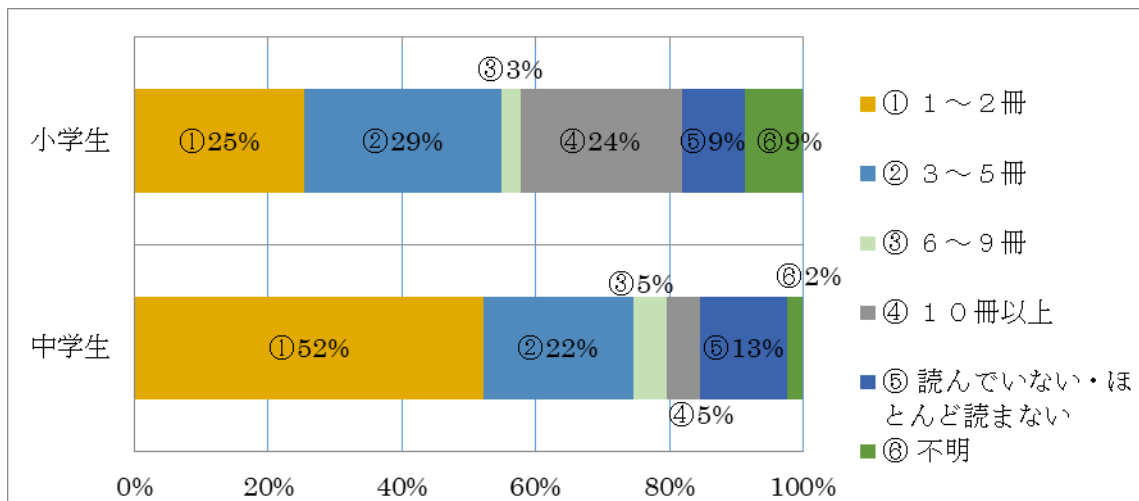
- ・読み始めると集中できるが読むまでが読む気がおきない（小6）
- ・他にやりたい事が多くある（中2）

3 1ヶ月でどのくらいの本を読みますか？

平成27年

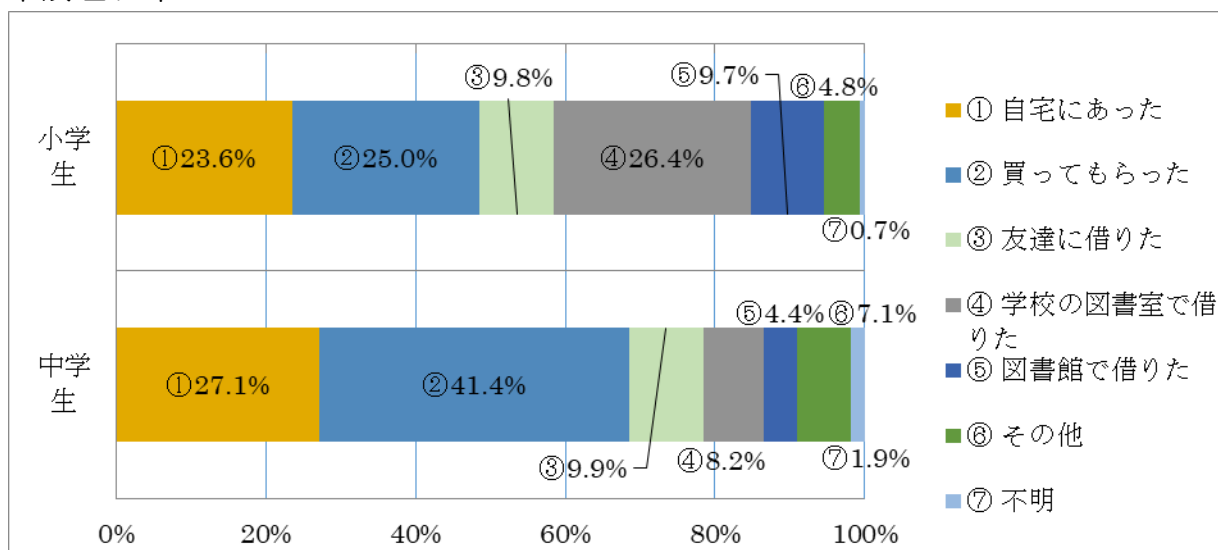


令和3年

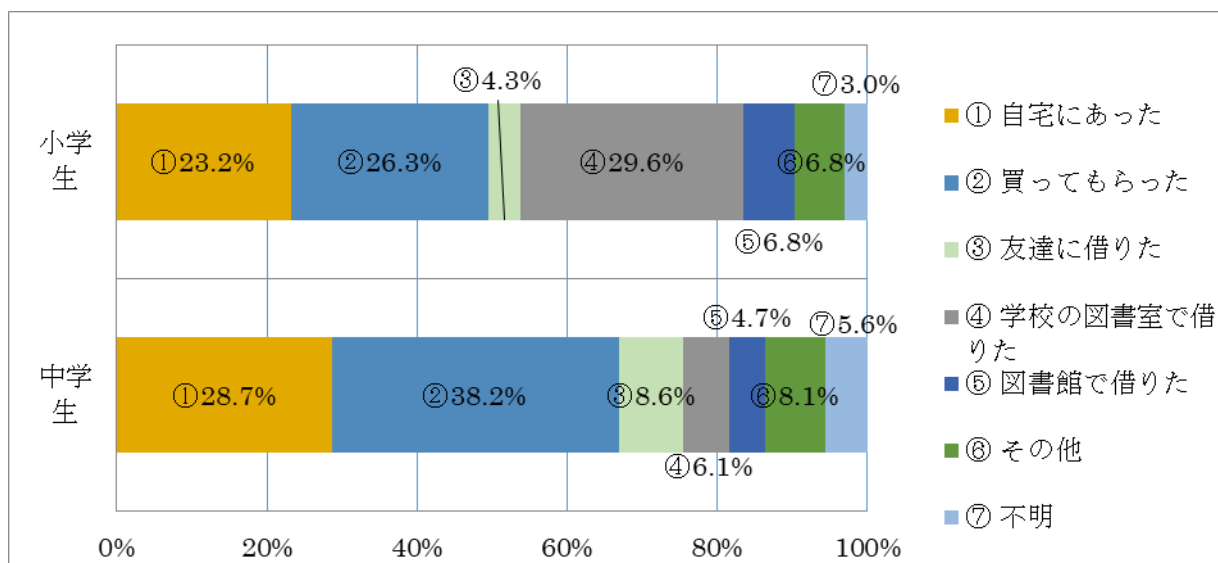


4 最近読んだ本はどのように手に入れましたか？（いくつでも）

平成 27 年



令和 3 年

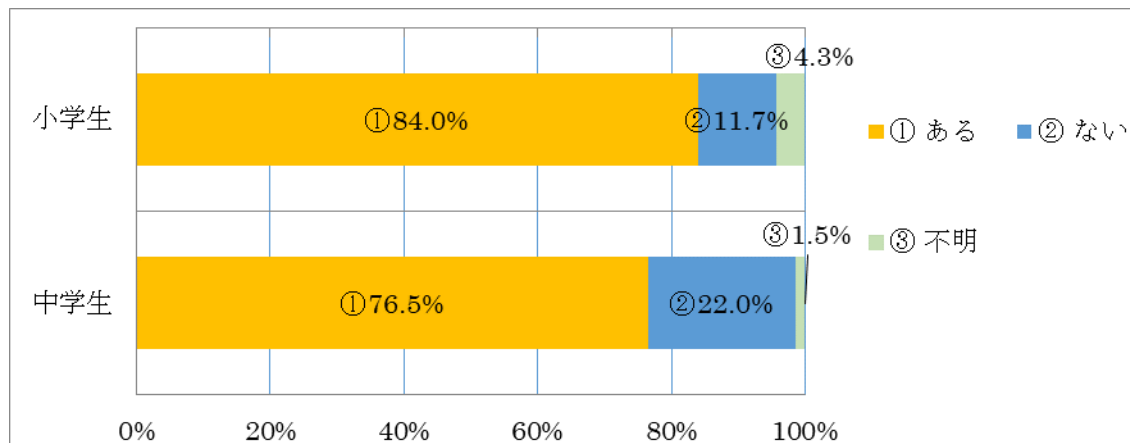


その他のうち主なもの

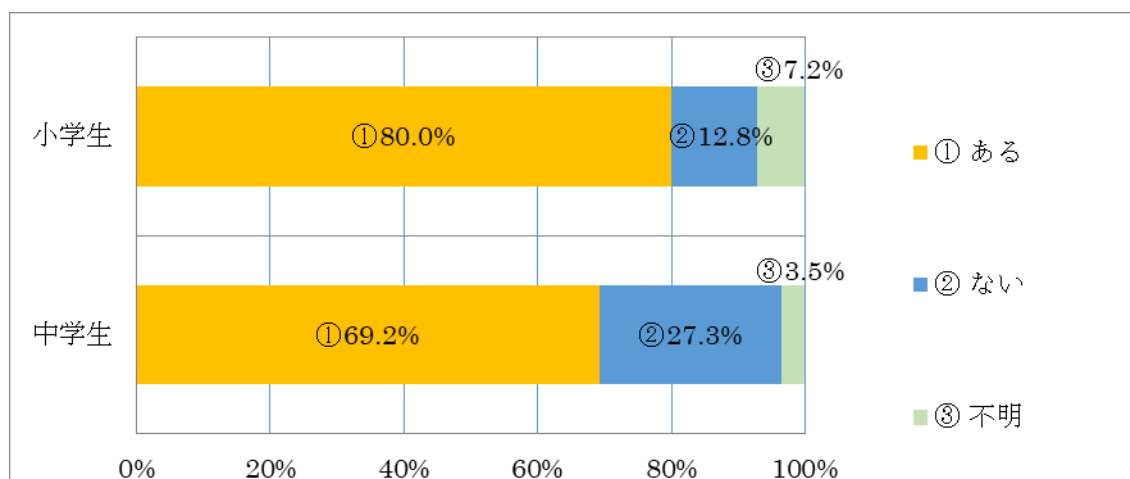
- ・教室にあった（小3）
- ・自分で買った（小6・中2）

5 好きな本はありますか？（「①ある」場合、どんなジャンルの本ですか？「動物」「科学」「スポーツ」「小説」「偉人伝（歴史上の人物の話など）」など）

平成 27 年

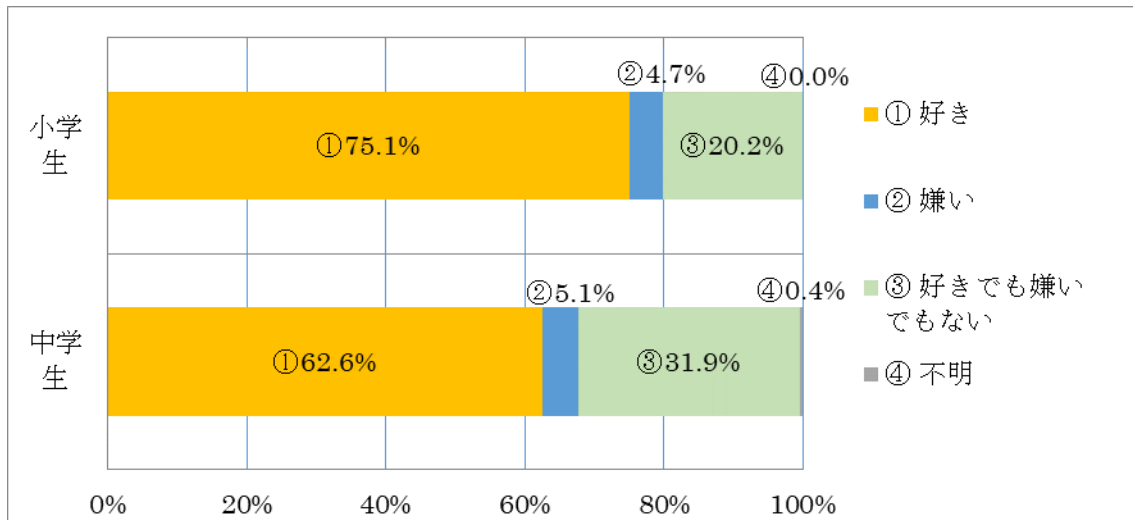


令和 3 年

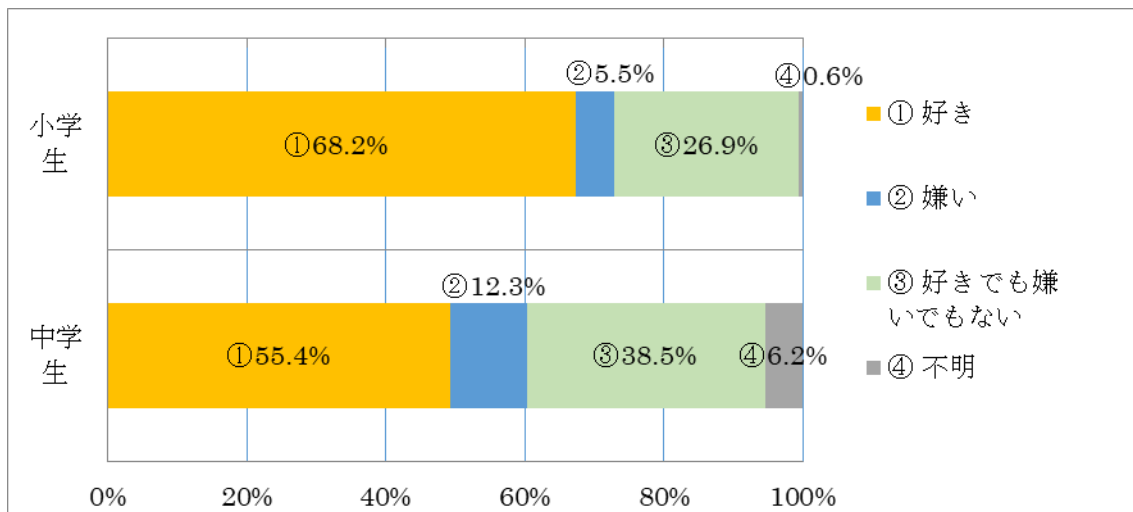


6 読書は好きですか？

平成 27 年

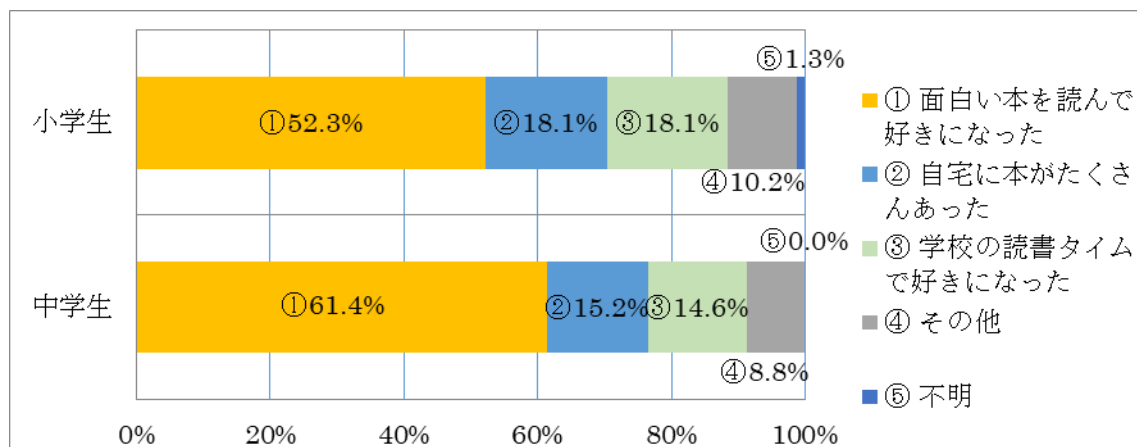


令和 3 年

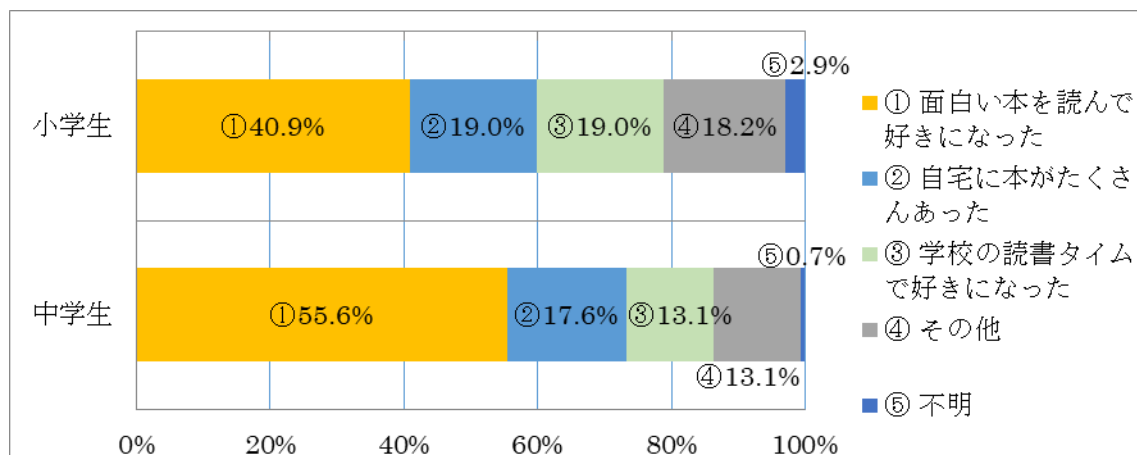


7 読書が好きになったきっかけは何ですか？

平成 27 年



令和 3 年

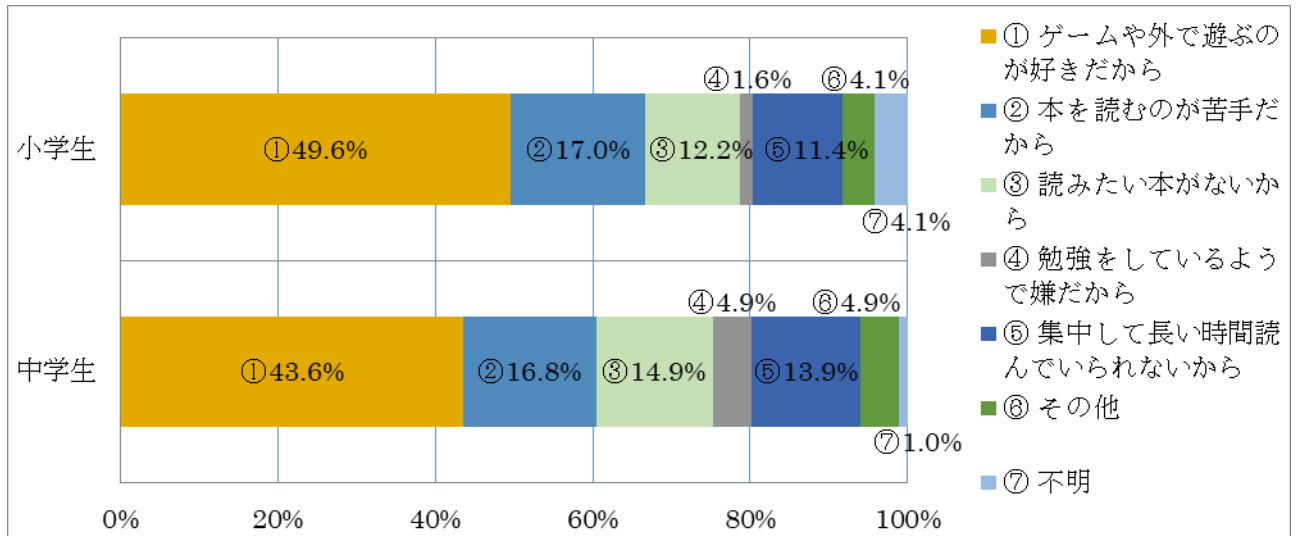


その他のうち主なもの

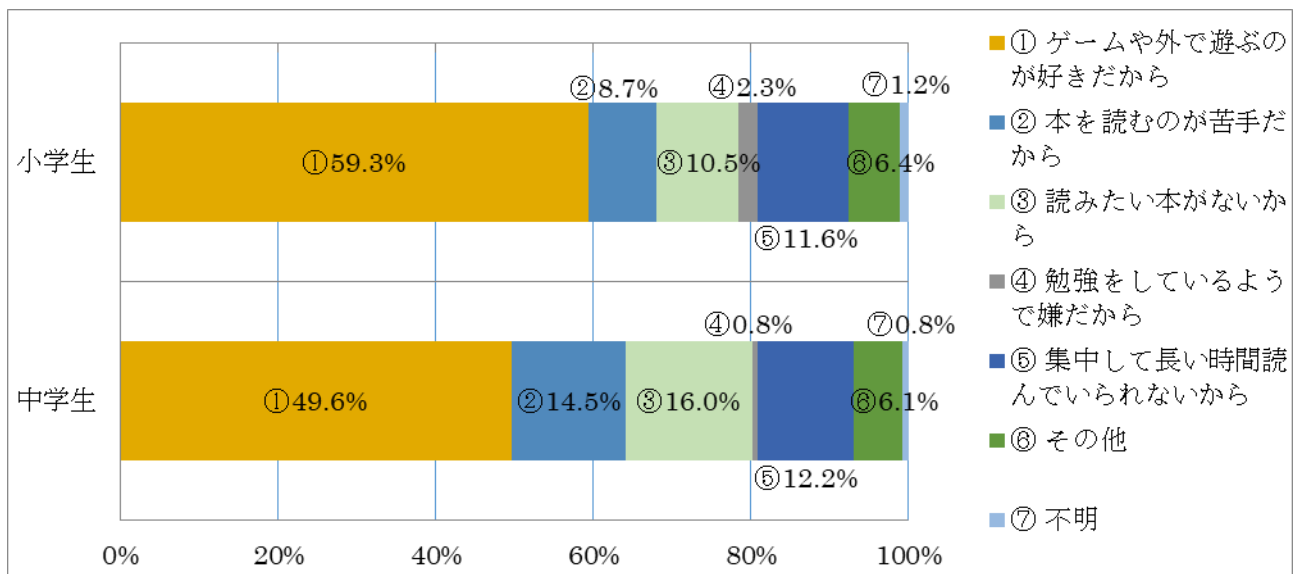
- ・人がよんでるのをみておもしろくなった（小3）
- ・小さい頃からよんでいた（小6）
- ・自宅に本がありよんでみたら楽しくてすきになった（小6）
- ・友達に借りた本が面白かったから（中2）

8 (6番で②、③と答えた人だけ) 読書が好きではない主な理由は何ですか？

平成 27 年

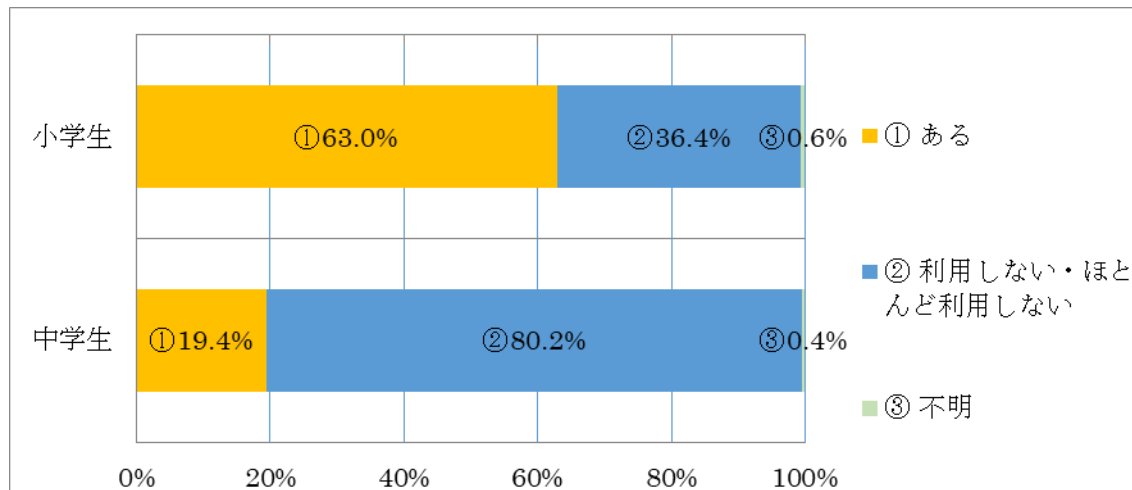


令和 3 年

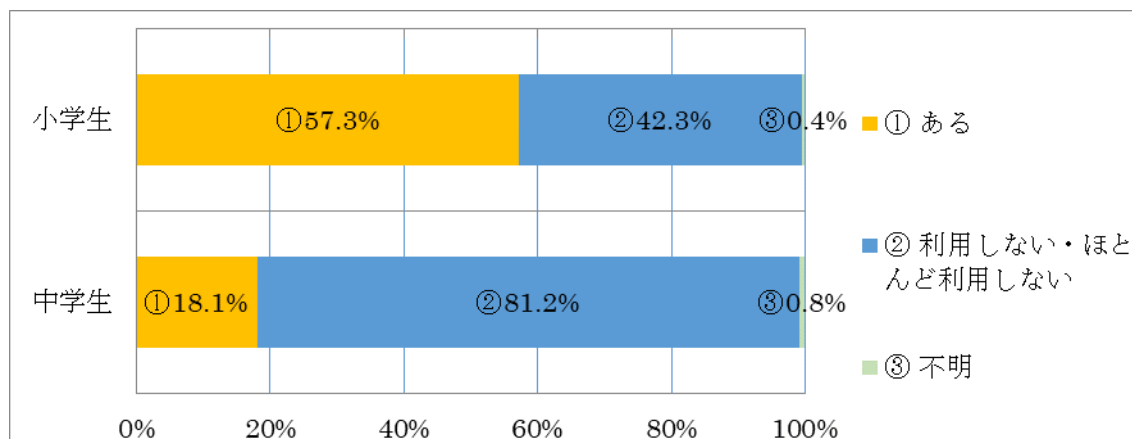


9 授業以外の休み時間や放課後に学校の図書室を利用することがありますか？

平成 27 年

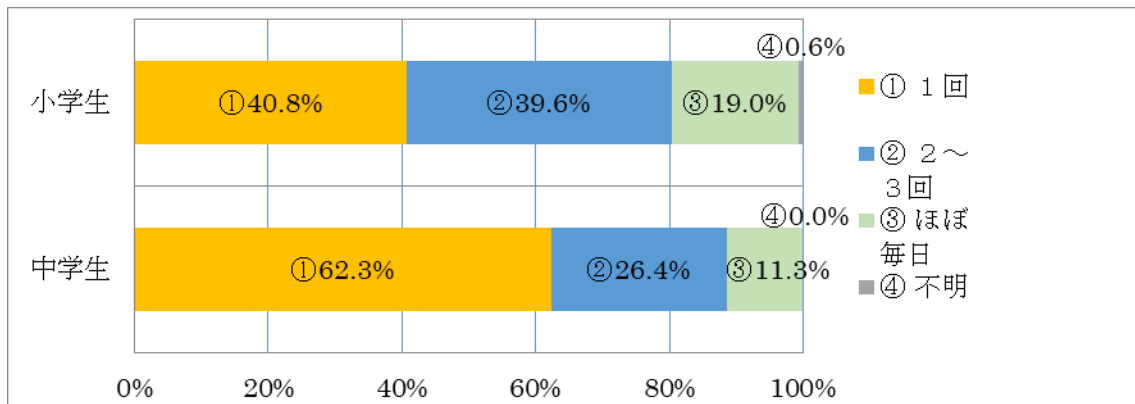


令和 3 年

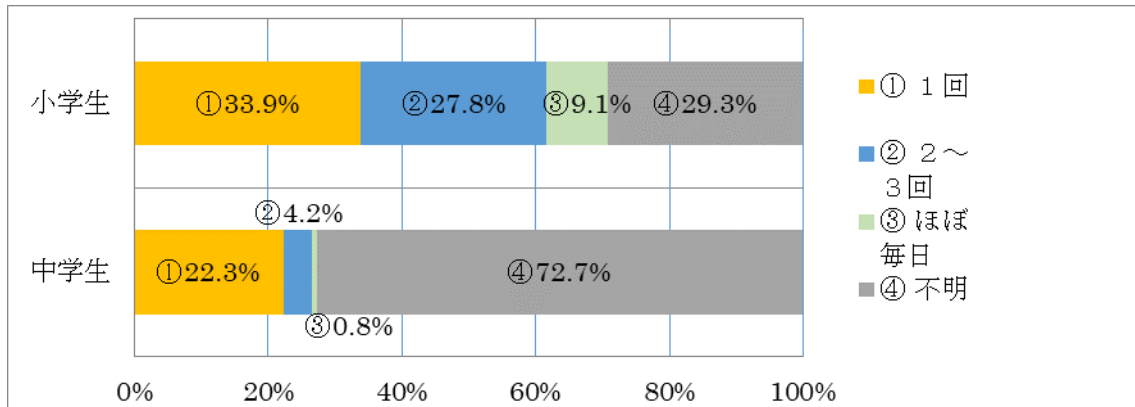


10 学校の図書室を1週間にどのくらい利用しますか？

平成27年

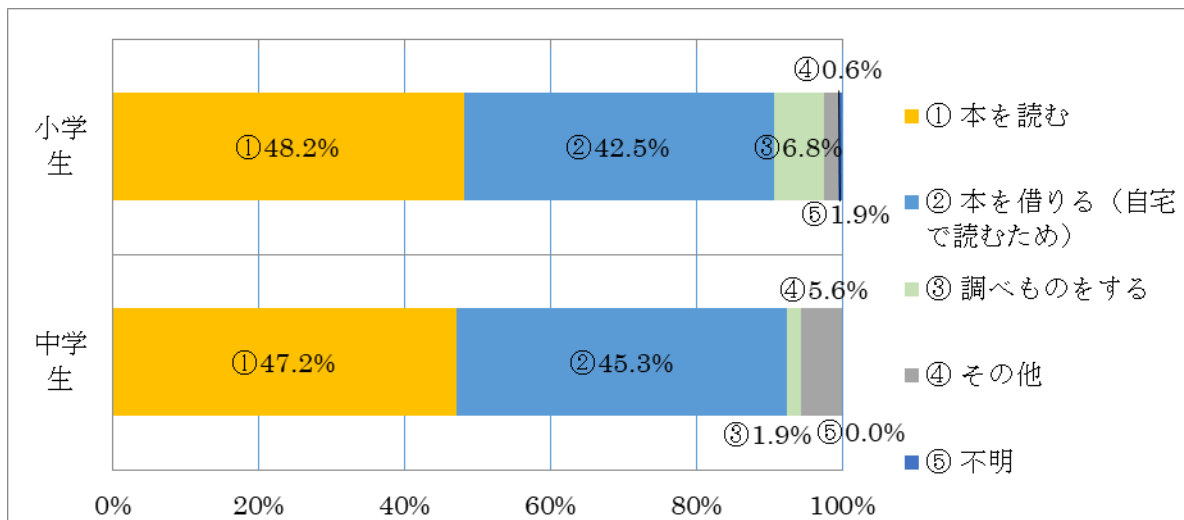


令和3年

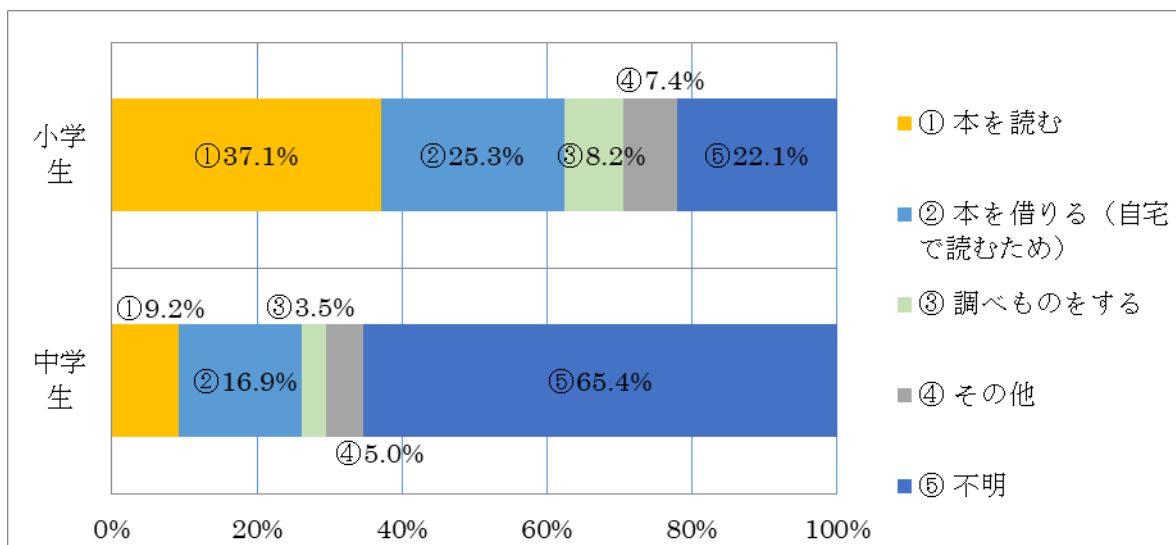


11 学校の図書室をどのような目的で利用しますか？

平成 27 年



令和 3 年

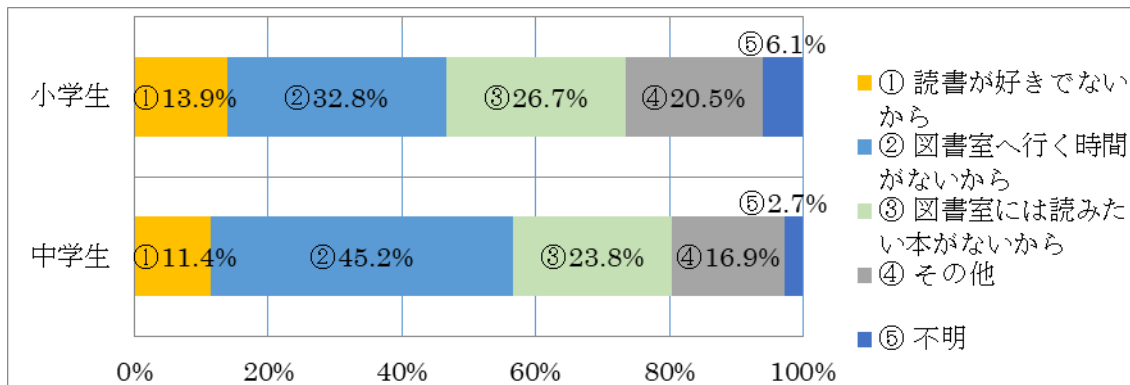


その他のうち主なもの

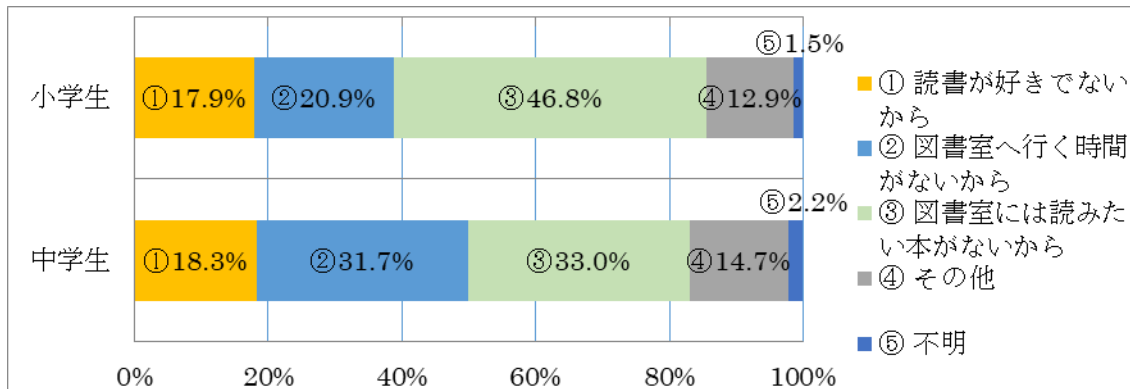
- ・いろいろなことをするため（小3）
- ・図書委員だから（小6）
- ・読書タイム用の本を借りる。（中2）

12 (9番で②と答えた人だけ) 学校の図書室を利用しないのはなぜですか？

平成 27 年



令和 3 年

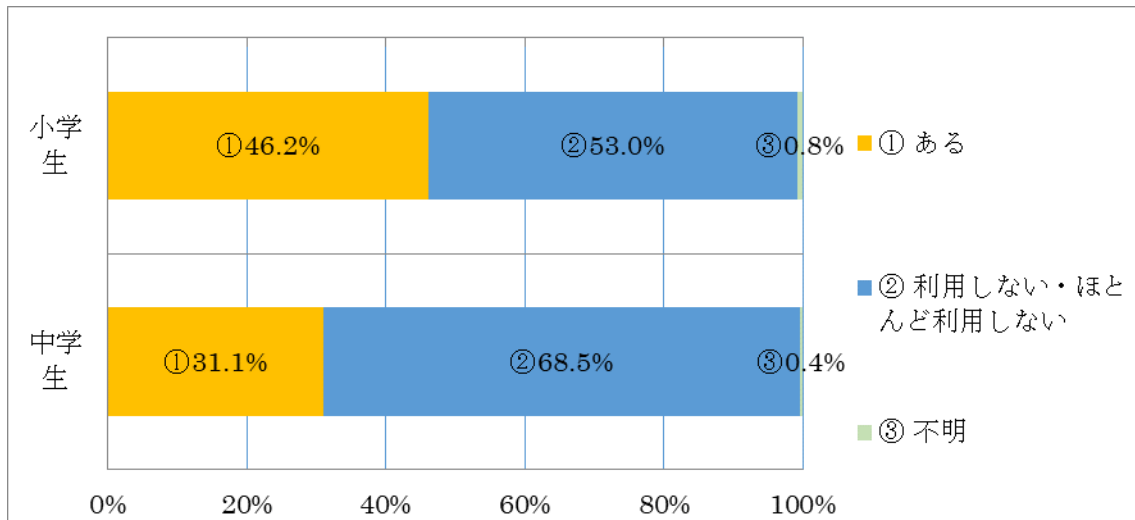


その他のうち主なもの

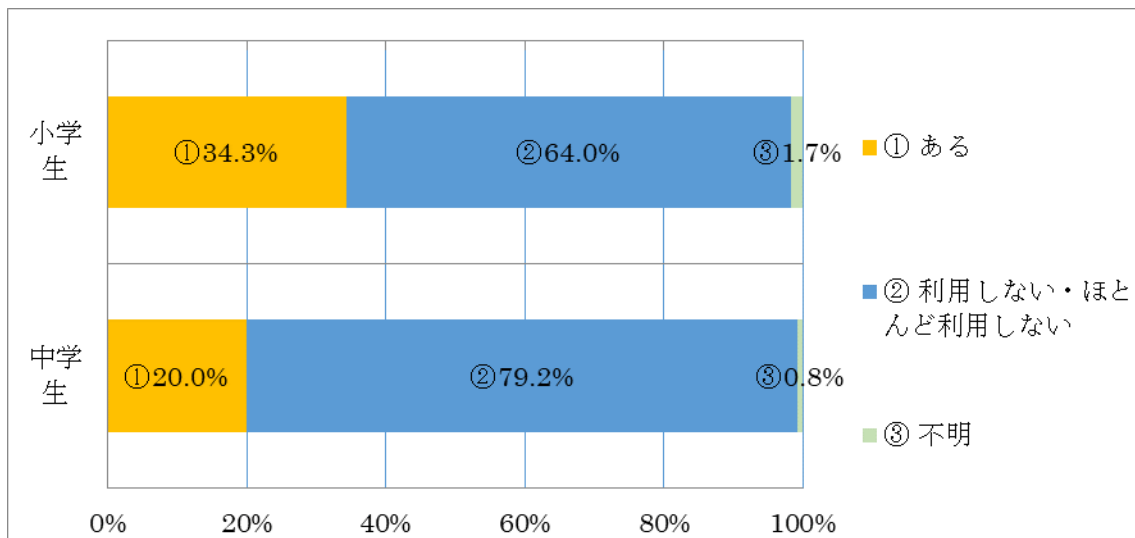
- ・外であそびたいから (小3・6)
- ・放課は友達と遊びたいから (中2)

13 市立図書館を利用することはありますか？

平成 27 年

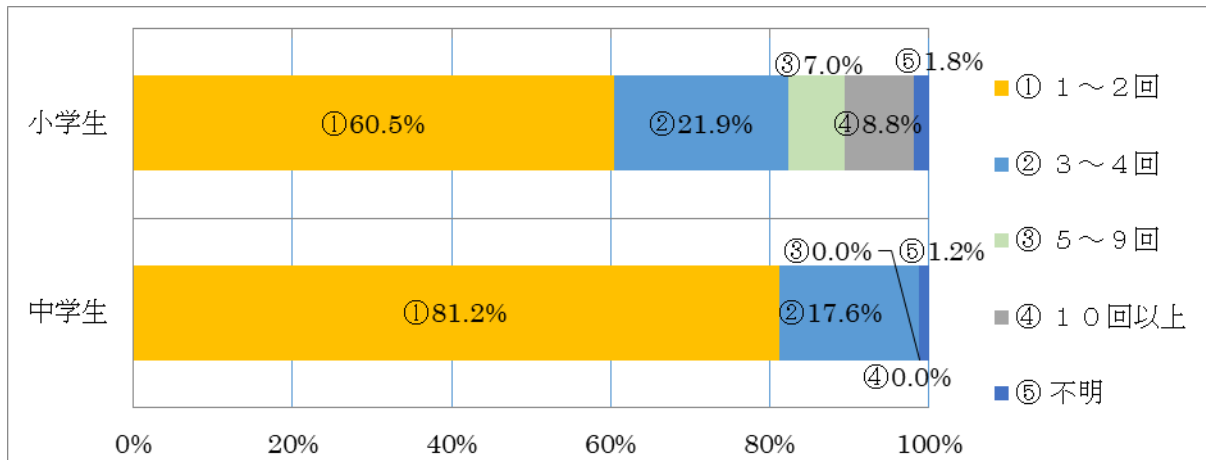


令和 3 年

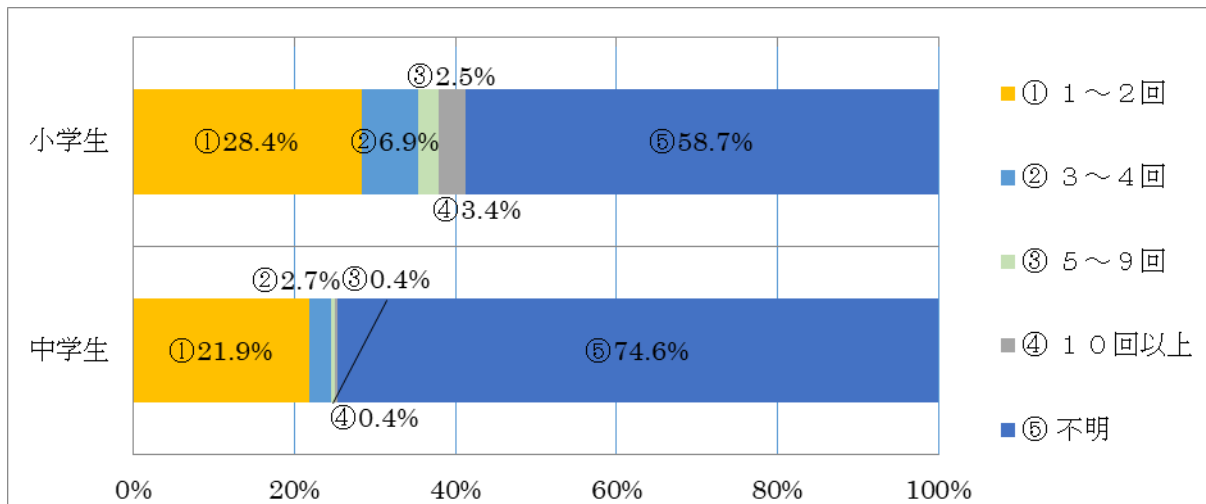


14 市立図書館を1ヶ月にどのくらい利用しますか？

平成27年

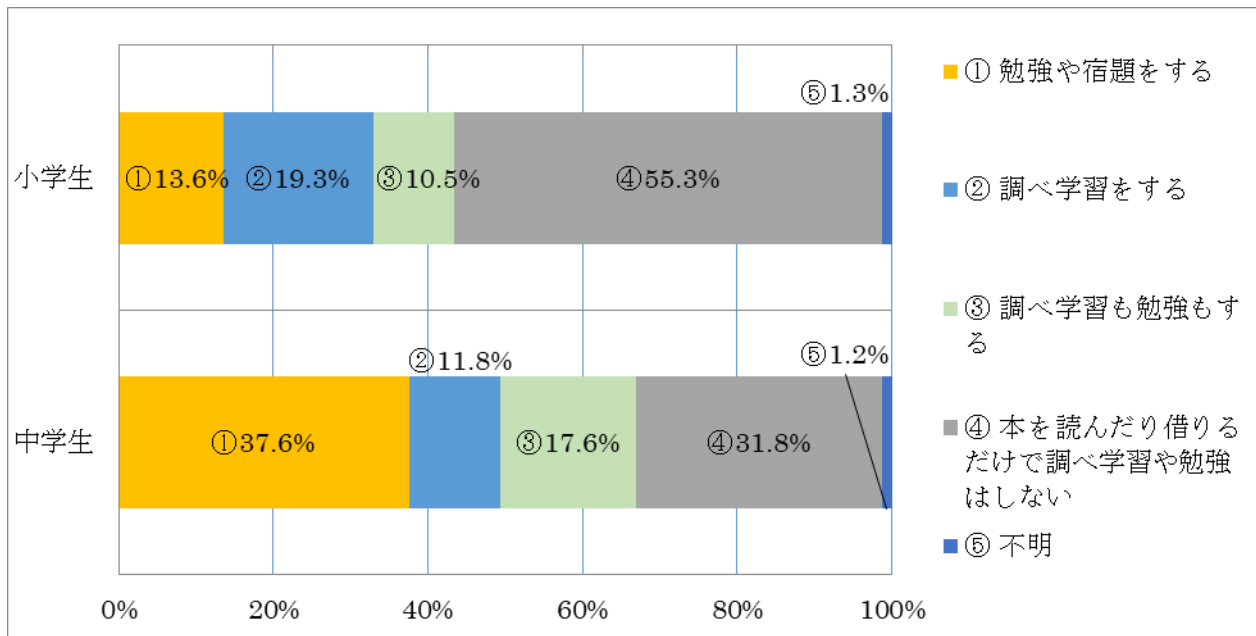


令和3年

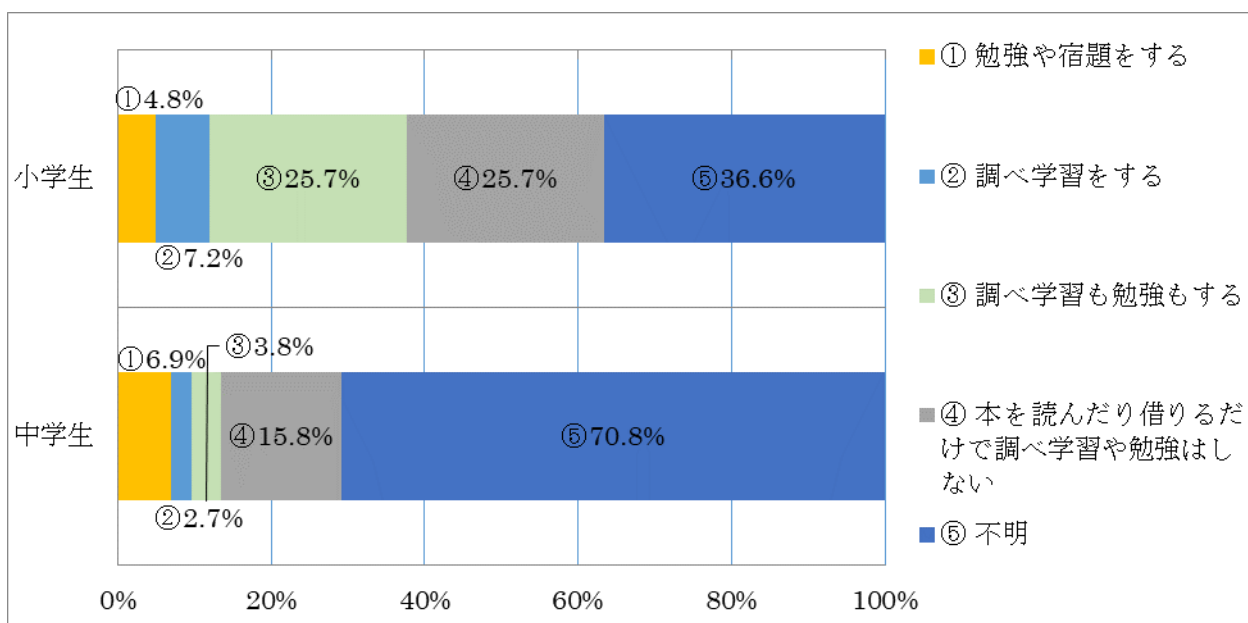


15 市立図書館で「調べ学習」（学校で出された課題や調べもの）や、勉強をすることはありますか？

平成 27 年

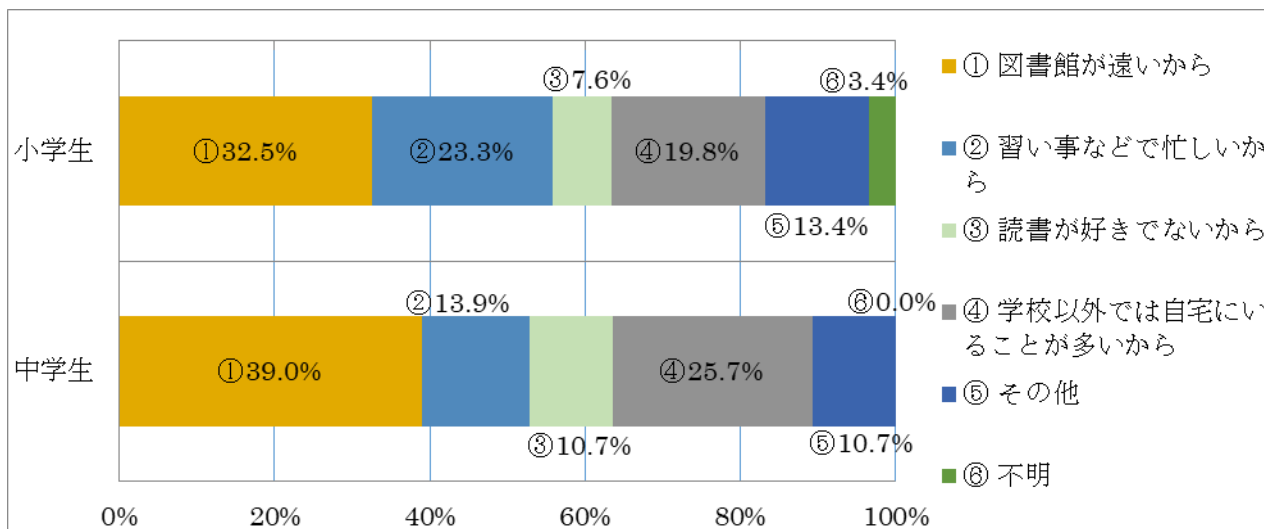


令和 3 年

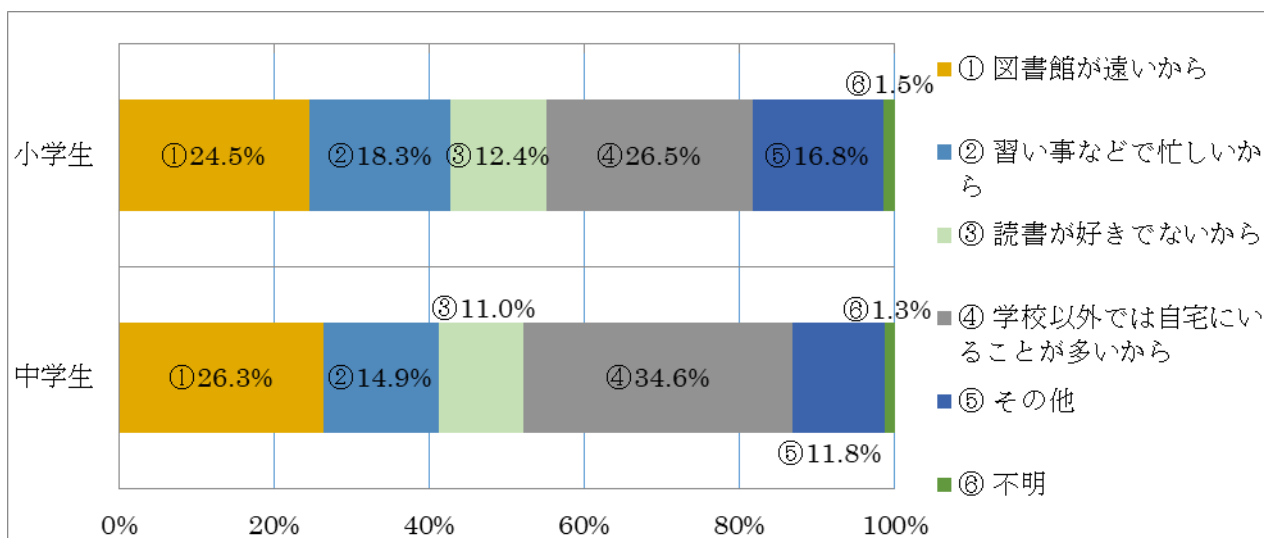


16 (13番で②と答えた人だけ) 市立図書館を利用しない主な理由は何ですか？(いくつでも)

平成27年



令和3年

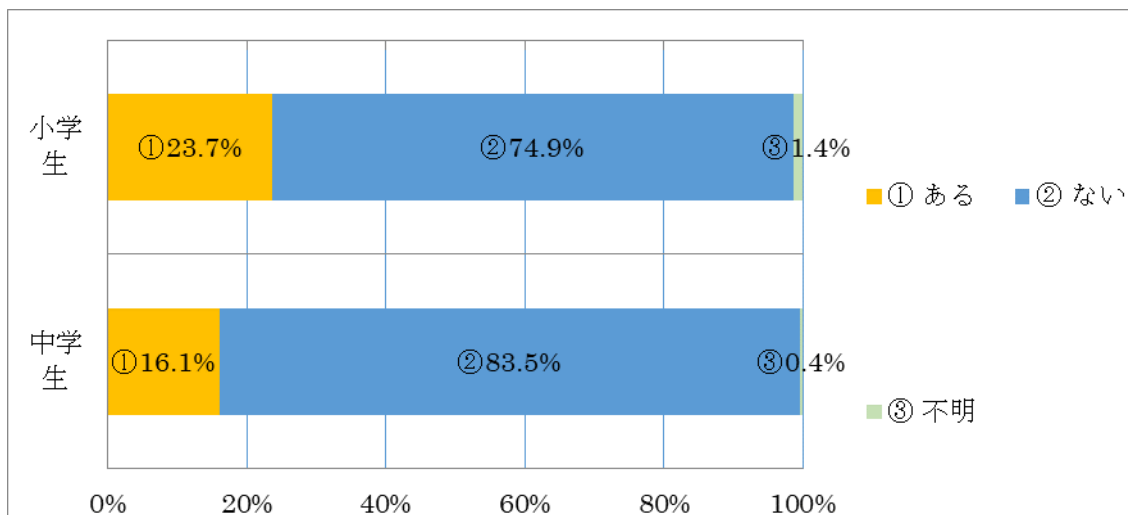


その他のうち主なもの

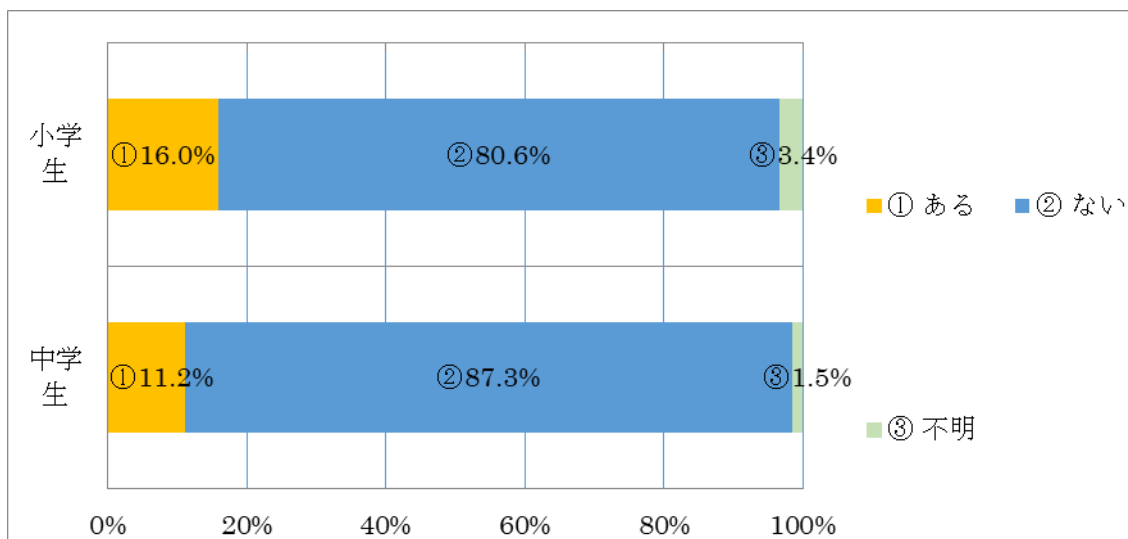
- ・ばしょをしらないから (小3)
- ・とおいから (小6)
- ・行ってまで読みたいとは思わないから。(中2)

17 市立図書館で開催している行事（おはなし会など）に参加したことはありますか？

平成 27 年

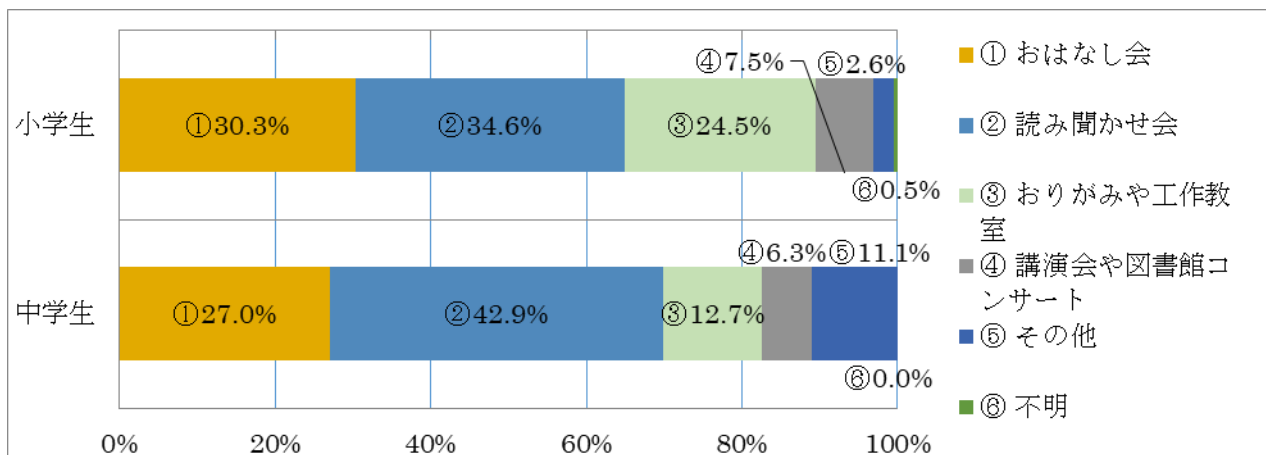


令和 3 年

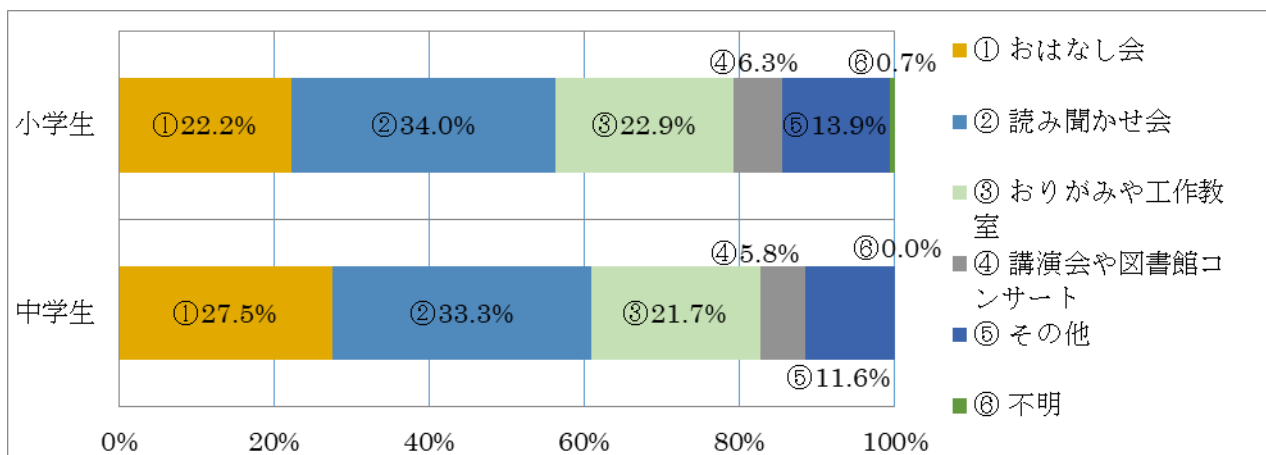


18 市立図書館でどんな行事に参加しましたか？（いくつでも）

平成 27 年



令和 3 年

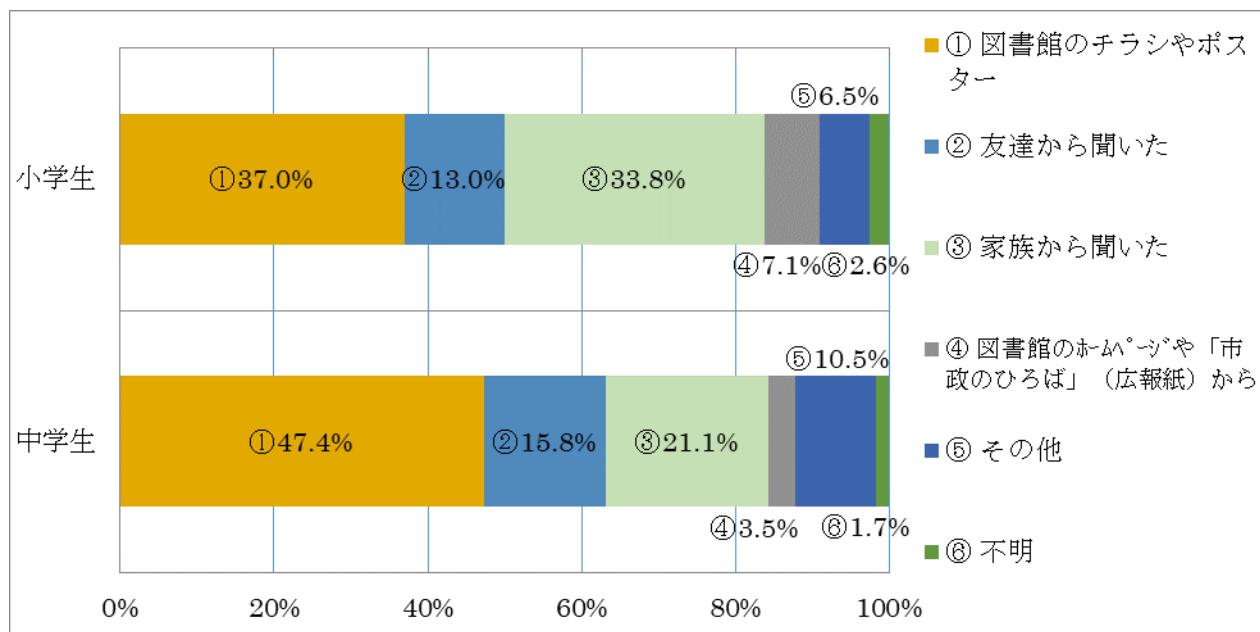


その他のうち主なもの

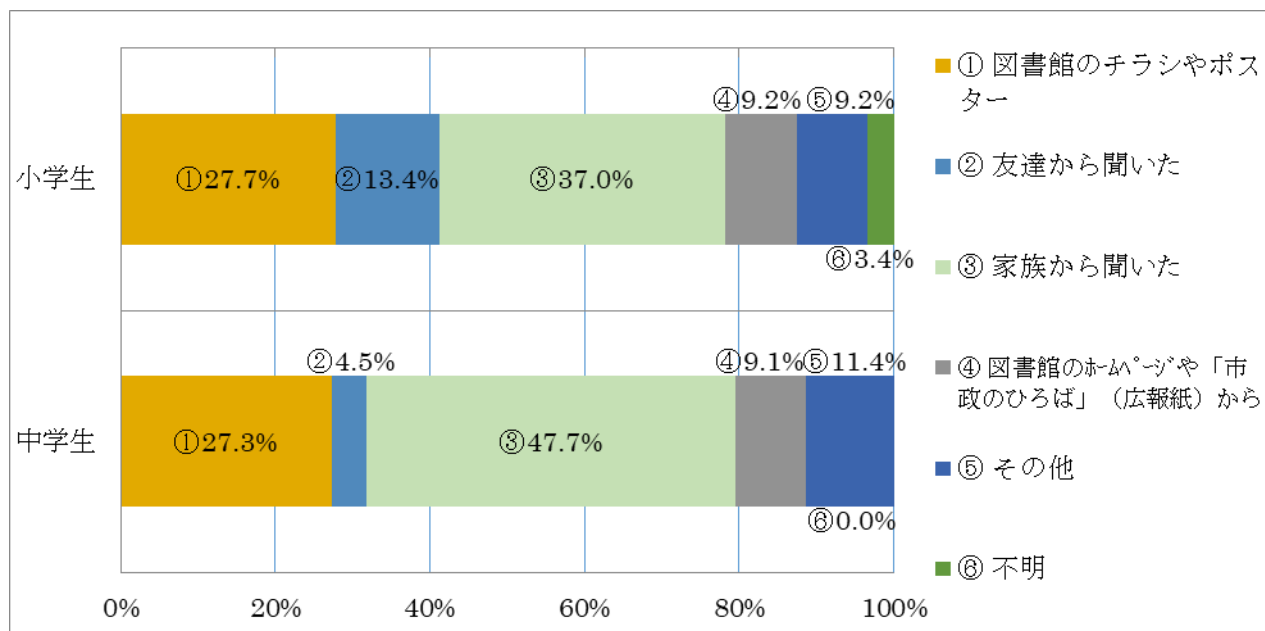
- ・ 1 日図書館員（中 2）

19 市立図書館での行事は何で知りましたか？（いくつでも）

平成 27 年



令和 3 年

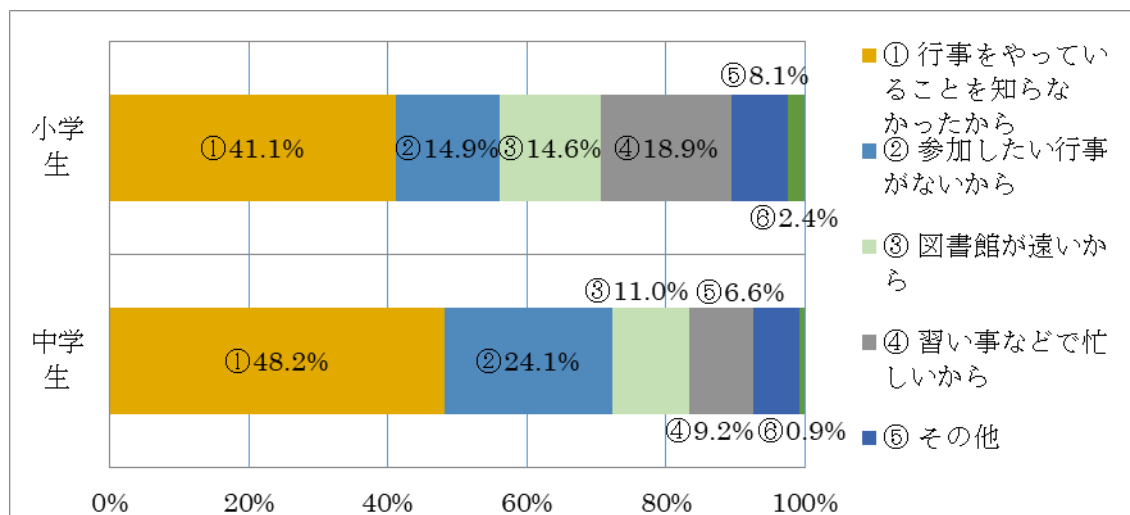


その他のうち主なもの

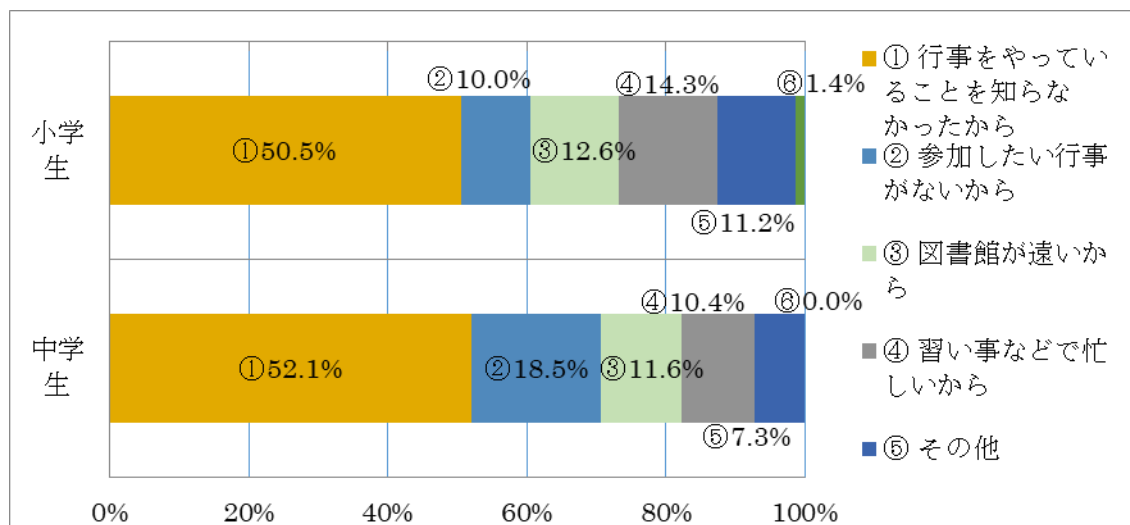
- ・ 図書館に行ったらぐうぜんやっていた。(小6)

20 (17番で②と答えた人だけ) 市立図書館の行事に参加しない主な理由
はなんですか？

平成 27 年



令和 3 年

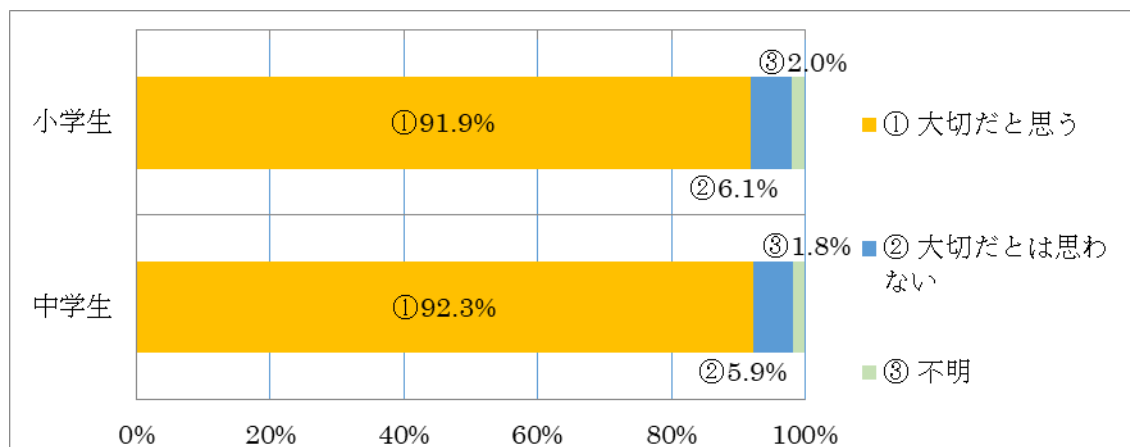


その他のうち主なもの

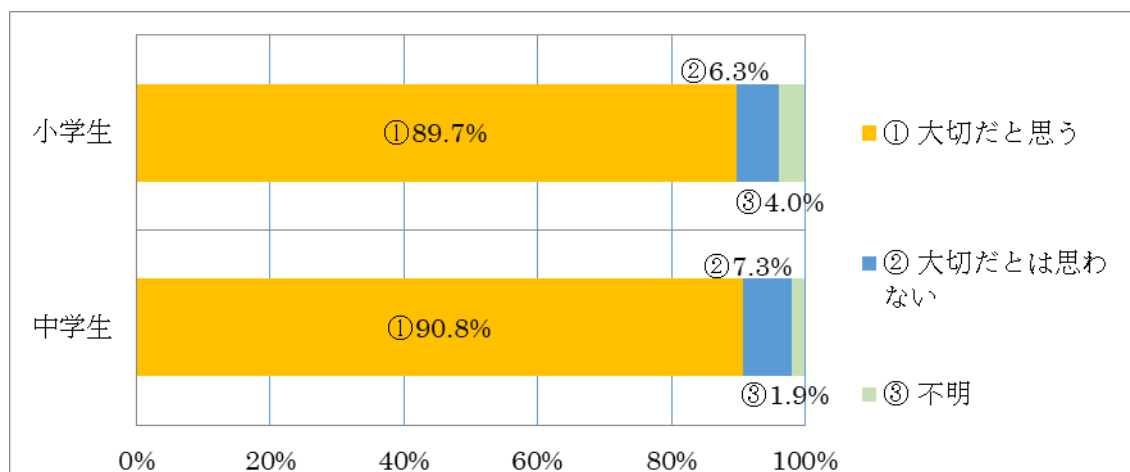
- ・おうちの人のおきょかがないから (小3)
- ・興味がない (中2)

21 本を読むことは大切だと思いますか？（なぜそう思いますか？）

平成 27 年

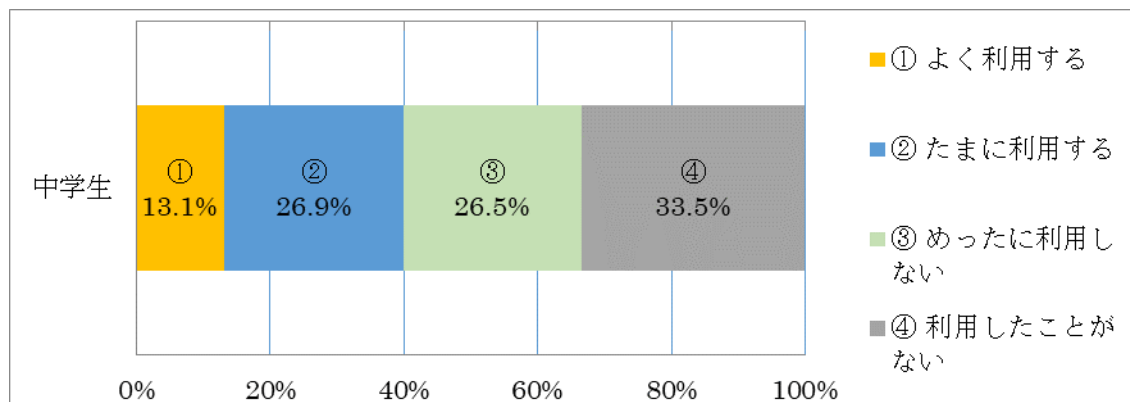


令和 3 年



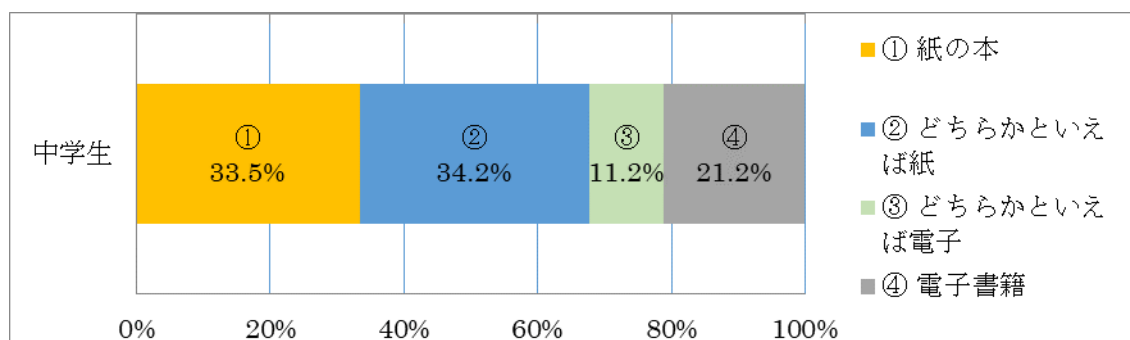
22 電子書籍を利用していますか。

令和3年



23 紙の本と電子書籍のどちらをより利用したいですか。

令和3年



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日
法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子

ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

津島市子ども読書活動推進計画
(第四次)

令和4年3月

発行/津島市教育委員会

編集/津島市教育委員会社会教育課